

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 3 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和2年3月23日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○田畑議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、16番、尾和弘一議員、14番、市來利恵議員、以上5名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回は、岩出市地域福祉計画についてと、老朽化した水道管についての2点お伺いいたします。

最初に、岩出市地域福祉計画について質問いたします。

岩出市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき策定する地域福祉の推進に関する計画であります。この計画は、地域福祉の理念を定めるとともに、公助による地域福祉の推進を図るもので、計画期間は平成28年度から令和2年度の5年間となっており、来年度、最終年度を迎えます。この計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関するなど、福祉全体を包括する計画として位置づけるものであり、市では住民同士が互いに尊重し合い、ともに支え合い、助け合う関係が構築された住民一人一人が安心して笑顔で暮らせるまちの実現のため、みんなで支え合い、安心して暮らせる笑顔の岩出を基本理念に掲げられており、また、一人一人のつながりづくり、住民同士が支え合い、助け合う関係づくり、安全で安心して生活できるまちづくり、人権を尊重したまちづくりの4つを基本目標と定め、それぞれ基本的な施策の方向性が示されております。

そこで、1点目の質問として、4つの基本目標ごとで、策定から今まで重点的に取り組みがあった事業について、お答えください。

2点目、社会福祉法では、市町村は定期的にその策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うようになっていきます。そこで地域福祉計画では本計画の進捗管理と、評価については岩出市地域福祉計画策定委員会を通じて、計画に関する取り組みなどの進捗状況を把握するとともに、評価、検証を行うことになっていきますが、平成28年度から現在までの評価、検証の結果及びその対応策はどのようなになっているのか、お答えください。また、新たに生じた課題などについても検討していくことになっていきますが、そういう事案があった場合はどのような内容でどう対応したのか、お答えください。

次に、3点目、社会福祉法では、地域福祉計画策定に当たって、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとなっています。そのため令和2年度が完了年となっているため、次期計画の策定に当たり、市民を対象としたアンケート調査を本年1月に実施されていますが、そのアンケート調査の実施方法やその結果について、お答えください。また、アンケート調査とあわせて、各種団体等の意見も聞いていると思いますが、どのような意見があったのか、お答えください。

次に、4点目、この調査結果から、何を重要な課題と認識し、その結果をどのように反映させていこうと考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 おはようございます。

福岡議員のご質問1番目、岩出市地域福祉計画について、一括してお答えいたします。

地域福祉計画は、地域住民や地域で活動している多様な組織、行政が連携・協働して、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができるように、地域が抱える生活課題や問題の解決に向け、取り組むための基本的な方向性を定めたものです。

市では、計画に掲げた基本理念である、みんなで支え合い、安心して暮らせる笑顔の岩出の実現に向けまして、4つの基本目標に基づき、岩出市長期総合計画を上位計画とし、高齢者福祉や子育て支援、障害福祉など、各部署の対象別、分野別の計画等に基づく施策と連動させ、各種事業を推進しているところです。

重点的に取り組んだ主な事業としましては、基本目標の1つ目、一人一人のつな

がりづくりでは、各種事業やイベント開催による子供や高齢者などの交流促進事業、2つ目の目標、住民同士が支え合い、助け合う関係づくりでは、ボランティア育成を目的とした地域福祉講座の開催、3つ目の目標、安全で安心して生活できるまちづくりでは、母子、高齢者、障害者等に対する各種相談事業の実施、4つ目の目標、人権を尊重したまちづくりでは、人権を考える集いなどの実施が上げられます。

計画の評価、検証につきましては、平成28年度から毎年度、各担当部署において事業の評価、検証等を行っており、その進捗状況を保健、福祉、地域の関係団体代表、学識経験者から構成する地域福祉計画策定委員会に報告し、ご意見をいただいております。

委員からは、地域のつながりが弱くなってきている。地域づくりの推進には、行政だけでなく、自分たちでやっていくことを考えていく必要があるなどのご意見がございました。

市民意識調査につきましても、前回の調査項目をベースに、委員の意見を踏まえ項目を設定しました。対象は20歳以上の市民で、年齢階層ごと、無作為に2,500人を抽出して実施しました。調査結果につきましては、令和2年度の委員会において、委員のご意見をお聞きする予定としております。

議員ご質問の新たな課題につきましては、調査の結果を基礎資料とし、令和2年度の策定委員会において課題抽出を行い、第2次地域福祉計画策定作業を進めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 地域福祉計画の評価、検証及び今後の策定並びに重点的事業についてご答弁いただきました。この地域福祉計画については、先ほども申し上げましたが、令和2年度をもって完了となります。また、現在、市では第7期介護保険事業計画及び高齢者計画や第2期障害者計画を策定されていますが、これらの計画も令和2年度をもって完了となります。

そのような状況の中、これらの計画の整合性から、地域福祉計画の策定に当たってはどのような位置づけとなるのでしょうか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員再質問についてお答えいたします。

本計画は、先ほど議員のご質問の中にもございました社会福祉法第107条の規定

に基づき策定したものです。各部署の対象別、分野別の岩出市高齢者福祉計画、岩出市介護保険事業計画、岩出市障害者計画、岩出市子ども・子育て支援事業計画等に関連計画として、それぞれのそれぞれに共通する地域福祉の理念を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものです。

○田畑議長 再々質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 最後に、地域福祉において、個人の努力や家族で支え合う自助、地域でお互いに支え合う互助、ボランティアや住民組織、NPOの活動で支え合う共助、そして行政が提供する公的援助の公助が相まって支える仕組みと体制が重要とのことであり、そのためにも、現在、地域福祉計画の基本理念や4つの基本目標により、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができるよう、さまざまな事業に取り組まれています。しかし、岩出市においても、今後、人口減少問題や少子高齢化の進展により、地域福祉計画はなくてはならない計画であると考えています。

今後、市としてはどのような地域福祉を目指していくのか、お聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員再々質問にお答えします。

議員のご意見にあるように、地域福祉については、自助、互助、共助、公助が重要であると市も認識しております。市といたしましては、住民の地域での安心した生活に向け、住民、福祉関係者、行政等が相互に協力して、地域福祉を推進していく必要があると考えております。そのためには日常的に住民同士が支え合い、助け合う関係を構築していくことを目指していきます。

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡議員。

○福岡議員 次に2番目、老朽化した水道管についてお伺いいたします。

去る1月19日、和歌山市において、花山交差点付近の漏水による断水ニュースが全国で報じられました。断水への備えとして、岩出市内のスーパーなどで水が売り切れになっているのを見ました。また、岩出市の水道局が応援として、和歌山市に駆けつけたということで、関係者の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

今回の件を他山の石とせず、身近な問題として考えていくことが必要だと思いま

すので、2点質問させていただきます。

1点目として、老朽化した水道管について、岩出市の現状は把握しているのでしょうか。

また2点目として、改修等の計画はどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

福岡議員ご質問の2番目、老朽化した水道管についての2点目、改修等の計画はどのように考えているのかのご質問にお答えをいたします。

水道事業の直面する課題に対応し、水道施設の基盤の強化を図るため、平成27年度に岩出市水道事業ビジョンを、平成28年度に岩出市水道事業アセットマネジメント計画を策定をいたしてございます。

本市におきましては、施設の老朽化が進んでいく中、アセットマネジメント計画に基づき、投資の平準化による財政面の軽減に努め、施設の改築更新や耐震化を図り、市民に安全で良質な水道水を安定して供給をしております。

なお、1点目のご質問につきましては、担当局長からお答えをいたします。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 福岡議員の2番目、老朽化した水道管についての1点目、岩出市の現状は把握しているのかのご質問にお答えします。

水道管の現状につきましては、水道管路台帳にて、管種、口径、布設年度、延長等を把握しております。また、水道管の法定耐用年数は40年とされていますが、この40年とは、地方公営企業法に基づく固定資産の減価償却に用いる年数であり、実際にはそれ以上の耐久性があります。本市においては、アセットマネジメント計画により、法定耐用年数の1.5倍の60年まで使用できるものとして延命を図っております。

なお、平成30年度末時点において、水道管総延長388.8キロメートルに対して、法定耐用年数の40年を超えた水道管の率は26.3%で、延長にして102.2キロメートルであります。

また、石綿管につきましては、平成19年度に改修を完了しており、60年を超えた水道管はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 水道管の現状についてご答弁いただきました。

岩出市においては、アセットマネジメント計画により、法定耐用年数の1.5倍の60年使用できるものとして延命を図っているとのことですが、延命に向けて日常点検をされていると思いますが、何らかの原因で万が一断水等の問題が起こったときの対応についてどう考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 断水対応ということでございます。小規模な断水につきましては、戸別訪問などにより断水の実施を周知をいたします。また、大規模な計画断水につきましては、市内放送、ウェブサイト、広報車等により事前に周知をまいります。また、近隣との連絡管により影響範囲を抑制するとともに、断水の規模によっては、日本水道協会和歌山県支部との水道災害相互応援協定により給水車の派遣を依頼し、必要な台数を確保して、市民への給水を実施してまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田議員。

○奥田議員 おはようございます。

13番、奥田富代子です。ただいま議長の許可を得ましたので、3点の一般質問させていただきます。質問方式は一問一答方式でさせていただきます。

まず初めに、がん検診の受診率向上への取り組みについて伺います。

昨年厚生労働省の発表によりますと、日本人の平均寿命は、男性が81.25歳で、女性が87.32歳、ともに過去最高を更新をしたと発表されました。

日本人の三大死因である、がんや心疾患、脳血管疾患などの死亡率の低下が平均寿命を延ばしていると分析されています。日本では2人に1人は何らかのがんにかかり、3人に1人ががんで死亡すると言われております。国立がん研究センターの日本の最新がん統計まとめによりますと、死亡数が多い順番は、男性は1位が肺がんで、2位が胃がん、3位が大腸がんであり、女性は1位が大腸がんで、2位が肺がん、3位が膵臓がんとなっています。

しかし、現在は検査法や治療法が進み、早期に発見し、早期に治療すれば、がんは治せる病気になっています。そのためには、がん検診を定期的に受けることが何よりも重要となってきます。厚生労働省によりますと、我が国のがん検診受診率は、欧米諸国に比べて低く、この改善のためには広く国民ががんの病状、治療法を正しく理解することが大事であると言っています。

本市のがん検診は、総合福祉センターで受けられる集団検診と医療機関で受けられる個別検診がありますが、集団検診と個別検診をあわせて、過去3年間の受診者数と受診率についてお伺いいたします。

2点目として、受診率の目標数値をお伺いします。

3点目は、受診率向上への取り組みをお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目の1点目、過去3年間の受診者数と受診率、2点目、受診率の目標数値、3点目、受診率向上への取り組みはについて、一括して回答いたします。

1点目の過去3年間の受診者と受診率についてですが、市では、これまで年齢上限なしでの受診率を算出しておりましたが、国や県では69歳以下での受診率を公表しており、これらと比較できるように、同じ基準での受診率を平成28年度からの3年間でお答えいたします。

平成28年度は、胃がん検診受診者数2,633人、受診率46.1%、肺がん検診受診者数3,285人、受診率44.1%、大腸がん検診受診者数3,292人、受診率44.2%、子宮がん検診受診者数4,520人、受診率60.8%、乳がん検診受診者数3,461人、受診率67.6%です。

平成29年度は、胃がん検診受診者数2,249人、受診率39.4%、肺がん検診受診者数3,084人、受診率41.4%、大腸がん検診受診者数3,173人、受診率42.6%、子宮頸がん検診受診者数4,489人、受診率60.3%、乳がん検診受診者数3,283人、受診率64.1%です。

平成30年度は、胃がん検診受診者数2,228人、受診率39%、肺がん検診受診者数2,919人、受診率39.2%、大腸がん検診受診者数3,025人、受診率40.6%、子宮頸がん検診受診者数4,448人、受診率59.8%、乳がん検診受診者数3,214人、受診率62.7%です。

2点目の受診率の目標数値については、厚生労働省の目標数値と同じ50%として

いますが、既に50%を超えている乳がんと子宮頸がんについては、前年度数値を超える目標設定としております。

3点目の受診率向上への取り組みについては、市広報やウェブサイト、メール配信での周知啓発を初め岩出市内の医療機関にポスターを掲示しております。また、母の日の保育所、幼稚園、小学校のお母さんに対してのチラシの配布、市民運動会などの市のイベントでのがん検診啓発チラシの配布、市立保育所での保育参観の保護者向けの乳がん検診や子宮頸がん検診の健康教育、成人式での子宮頸がん検診の啓発チラシの配布も行っております。さらに、広報いわでは、市のがん検診を受診し、早期がんが発見された人へのインタビュー記事の掲載も行っており、1年を通し、あらゆる機会にがん検診の受診率向上に努めています。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 女性特有のがんである子宮頸がんは、確かに目標数値50%を超える受診率ではありますが、子宮頸がんの受診率は、平成28年度が60.8%、平成29年度は60.3%、平成30年度は59.8%と徐々に下がってきております。また、乳がん検診につきましても、平成28年度は67.6%であったのが、平成29年度には64.1%、そして平成30年度には62.7%と、徐々にではありますが、5%も減少しております。

また、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診におきましても、徐々に数値が下がってきており、46%、44%台やったのが39%、また40.6%と徐々に下がってきております。年々検診に対する意識の低下が見てとれると思います。

先ほどご答弁でもありましたが、広報でインタビュー記事が載せてあるということでもあります。広報いわで2月号の健康・介護のページに、がんについて知ろうというコーナーがあります。それは、がん検診を受け早期のがんが見つかった方へのインタビュー、その記事を読んで、私自身とても驚きました。なぜかという、私も、令和元年度、昨年秋にがん検診を受けたところ、精密検査を受けるということになりまして、同じくポリープをとった後の検査でがんということがわかりました。全く自覚症状がなかったのですが、がん検診を受けたことで早期に発見され、取り除くことができ感謝しています。このように、自身の経験からもがん検診の重要性を強く感じています。

検診を受診していない人に直接電話や手紙などで受診を勧奨するコール・リコール制度というものが多くの自治体で取り組まれております。少しでも検診率を上げる

ため本市においても実施されているのか、コール・リコール制度の取り組みについての状況をお伺いいたします。

また、先ほどのご答弁では、乳がんと子宮がんについては、前年度の数値を超える目標設定をしているということですが、受診率は、先ほども述べましたように、徐々に前年度を下回ってきているというのが現状です。

新年度の事業に、健康ポイント事業というのが予定されております。これは市民が行った健康に関する取り組みに対しポイントを付与し、ポイントを達成した方に抽せんで岩出市の産品を贈呈することで、市民の疾病予防、健康づくりの取り組みの推進と、それから岩出市の産品のPRを図るというものであります。特定健診やがん検診を受診した場合でも、この健康ポイントというのが付与されるのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員再質問にお答えします。

まず、コール・リコールはされているかということでございますが、がん検診の未受診者へは個別の通知文書を送付し、受診勧奨を行っております。また、がん検診や特定健診は、健康ポイント事業の対象かということでございますが、がん検診や特定健診についても健康ポイント事業の対象と考えております。各健診につき20ポイントの付与を想定しており、この事業が市民の皆様にとって積極的な健診受診のきっかけづくりにつながってほしいと考えているところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田議員。

○奥田議員 交通弱者への支援についてお伺いいたします。

昨年、2019年の運転免許証の自主返納件数は60万1,022件で、前年より17万9,832件ふえて、過去最多を更新したということが警察庁のまとめでわかりました。そのうち75歳以上が35万428件で58.3%を占めています。自主返納制度は、安全のために、また自動車の運転を卒業しようかなと考えるシニアドライバーが、有効期限が残っている免許証をみずからの意思で返納する制度です。

しかし、運転免許証を自主返納すると、買い物や通院に困る、免許証がないと身

分を証明するとき不便ではないかと思い、自主返納をためらわれる方が多いのも実情です。身分証明については、運転免許証を自主返納した方は、申請によって、公的な身分証明書としても使える運転経歴証明書が交付されるので解決できます。ただし、運転免許証の有効期限が切れてからでは、この制度の対象外になってしまうので注意が必要です。

市長も、数年前、運転免許証を自主返納され、高齢者が自主返納するきっかけになればと語っておられました。しかし、日々の生活で車を使えなくなり最も困るのが買い物や通院です。和歌山県の各市町村では、卒免支援、免許証返納等の卒免ですが、卒免支援として、免許証を自主返納された方への特典がいろいろ実施されております。

岩出市では、自主返納した方のみならず、市民で65歳以上の方であれば、巡回バスを無料で使用できる、あいあいカードが交付されています。私も、先日、このあいあいカードを申請させていただいたところ、もう数分ですぐ交付され、何と素早く交付されるもんだなと感心しました。

そこで、1点目として、巡回バスの利用状況をお聞きいたします。

そして、2点目、利用状況における課題や要望はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員ご質問の2番目、交通弱者への支援についての1点目、巡回バスの利用状況についてお答えいたします。

岩出市巡回バスの利用状況について、過去3年間の利用実績につきましては、平成28年度は3万8,950人、平成29年度は3万5,456人、平成30年度は3万7,120人となっております。

次に、2点目の利用状況における課題や要望についてであります。巡回バスは高齢者等交通弱者の日常生活における交通手段の確保を主な目的としており、福祉バスとしての役割を担っております。

利用状況における課題や要望については、利便性の向上を図ることが第一であることから、バス停の新設や交通渋滞回避のためのルート変更等を随時行っているところです。

また、近年では、高齢者の運転免許の返納も推進されており、そういった方々への交通手段の確保についても重要な課題であることから、より一層の広報、啓発が

必要であると考えております。

今後もより利便性の高いバス運行を実現するため、引き続き研究を行ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 利用状況につきましては、年間4万人弱ということです。今後、高齢者の免許証自主返納の増加に伴い、移動手段に悩まれる方もふえると予想されます。自主返納者の巡回バスが無料で利用できるという、あいあいカード交付の制度をどのように通知されるのか、お伺いします。

もう1点、高齢者や障害者が利用しやすいノンステップバスの普及が進んでまいりましたが、本市でのノンステップバスの導入状況をお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、免許を返納される方への周知といたしましては、岩出警察署に依頼し、運転免許の返納手続を行う窓口には、市が運行する巡回バスや大阪方面路線バス、紀の川コミュニティバスの時刻表を設置いただいております。返納後の交通手段として、公共交通を利用するきっかけとしてもらいたいと考えております。

また、補助ステップの設置状況ですけれども、巡回バスを利用される方が安全にバスに乗降できるよう、巡回バス全ての車両には電動ステップを装備しております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田議員。

○奥田議員 3番目に、不登校児童生徒への対応についてお伺いいたします。

令和元年10月、文部科学省の発表した平成30年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、小中学校における不登校の児童生徒数は16万4,528人で、前年度は14万4,031人ということで、比べますと約2万人が増加しています。不登校数は、小学校から中学校までは学年が進むにつれて増加し、中学3年生が最多となっています。

不登校児童生徒への支援としては、これまでは学校に登校するという学校復帰が

前提でしたが、文科省が新たに求める不登校支援は、学校復帰よりも社会的自立が目標と変わってまいりました。その子にとって適切な教育環境を考え、フリースクールなど学校以外の場の重要性を認める法制度により、無理に学校に行かなくてもいいという考え方が浸透したことも、不登校数がふえた背景にあるとの意見も聞かれます。

不登校の理由は1つではなく、子供によって、また年齢によってさまざまです。学校での人間関係、いじめ問題や勉強の問題あるいは本人の発達障害に起因するものや家庭の状況など複合的であり、不安や悩みも多様化、複雑化しております。

お伺いいたします。1点目として、岩出市における小中学校の不登校の現状と理由。

2点目は、また学校の対応はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 奥田議員ご質問の3番目、不登校児童への対応についての1点目、現状と理由についてお答えいたします。

過去3年間の小中学校別不登校児童生徒数ですが、平成28年度、小学校13名、中学校58名、平成29年度、小学校5名、中学校48名、平成30年度、小学校12名、中学校44名となっております。

不登校の主な理由は、議員ご指摘のとおり、コミュニケーション力の不足による人間関係トラブル、家庭環境に起因するもの、発達障害に起因する学習不振等であります。

2点目の学校の対応についてですが、主に学級担任が家庭訪問や電話連絡により定期的に連絡をとっております。また、放課後に登校して学習している児童もおります。また、県教育委員会作成の累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シートに一人一人の記録をとっており、毎月、教育委員会に提出することとし、情報の共有を図っております。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 不登校の児童には、担任が家庭訪問したり、それから電話をしたりということで対応しているということですが、岩出市には適応指導教室フレンドというのがあります。適応指導教室フレンドでは、市内在住の小学生、中学生で、さまざまな悩みを持ち、長い間、学校をお休みしている皆さんの心の回復を図り、学校生

活への復帰を援助しますというふうに案内しております。

現在、フレンドに通っておられる児童生徒の方もおられると思うんですけども、何名通っておられるんでしょうか。また、フレンドに通うことで、状況が改善し、学校に通えるようになった、そういうようなケースがあればお教えてください。そして、フレンドにも通えない子供や家族に対してはどのような対応をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 再質問にお答えいたします。

フレンドに通っている児童生徒数については、体験入室も含めて、平成28年度、児童3名、生徒19名、平成29年度、児童4名、生徒17名、平成30年度、児童6名、生徒13名、令和元年度、児童4名、生徒23名でございます。

その状況の変化ということですが、本年度、通室児童生徒で3名が学校に復帰し、中学3年生9名中8名が高校受験しました。また、20日以上出席した通室児童生徒数は、平成30年度は5名でしたが、令和元年度は12名でした。不登校児童生徒の学校以外の学習の場としては、実績は上がっていると言えます。

3点目、フレンドに通えない児童生徒にはどう対応しているのか。学級担任による家庭訪問に加えて、不登校支援員による学校での別室指導や訪問支援員による自宅でのタブレットを用いた訪問支援、スクールカウンセラーによる保護者も含めた心のケアなど、児童生徒の状況に応じた対応を行っております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告3番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、市民プールについて、いわで御殿に関係した質問、これを行いたいと思います。誠意ある答弁を執行部に求めるものであります。

まず、市民プールについて質問を行います。

昨年、新しい市民プールが完成をして、子供たちを初め多くの方が利用されました。まず1点目として、以前の堀口交通公園のプールと西国分東公園プールと2カ

所あったプールのとくと、1カ所となった昨年と比較をして、利用者の状況についての市の認識、この点について、まずお聞きをしたいと思います。

2点目として、新プールを開始してからの利用者からの声はどう把握をしているのかについてお聞きをします。

今回のこの質問の4点目に、日よけをふやしてほしいという改善についても聞いているんですが、市民プールを初め併設しているトレーニング施設、体育施設についても、いろいろ利用されている市民から感想とか意見とかも市のほうにも届けられていると思います。この市民からの声について、市はどのように把握をしているんでしょうか。また、利用者からの声を聞く対応面、この点については、今後どのような対応をとっていくのか。また、実際にこの夏においてもどのようにとってきたのかという点について、お聞きをしたいと思います。

3点目について、堀口、西国分と、この2カ所あったときと同じ程度の1万人を超える利用者が実質ありました。当局として、危険が及ぶような入場者数があると感じた場合には、入場制限を行って、危険性についても回避をしていくというふうにされてきたということも言われていましたけれども、実際にはどのような状況だったんでしょうか。入場制限を行った時間や日があったのか、危険性回避の面についてはどのような対応をされてきたのか、この点をお聞きをしたいと思います。

4点目には、2点目としても聞きましたけれども、屋根つきの日よけ部分をふやしてほしいという声、こういった声以外にも、暑さ対策面などにおいては利用者の利便性を図る、こういう上においては、市としても今後に向けていろんな改善点、また、そういうものが見えてきたんじゃないかというふうにも考えますが、当局自身が改善が必要ではないかと認識したような点はなかったのかどうか、この点をお聞きをしたいと思います。

5点目として、岩出市としては、この間、堀口の交通公園にプールができて以来、どんどんどんどん利用者数がふえてきたと。そういうところから、西国分の東公園にプールができてきたという経緯があります。実際には、昨年新しくできた新プールの利用者数を考えても、今後、混雑解消の手だてが必要ではないというふうに考えますが、市として、今後、混雑解消についてはどのようにして取り組むのか、この点について市の見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の市民プールについてのご質問、通告に基づきお答えいた

します。

まず1点目、利用者の状況ですが、昨年の利用者数は1万4,981名、昨年度、プール2カ所の利用者数ですけれども、1万4,829名でありまして、利用者数はほぼ同等でございます。

利用者の傾向ですが、土曜日、日曜日やお盆時期の午前10時から午後2時の時間帯の利用が多くなっており、利用者の大半は子供同士のグループが目立っております。

2点目の利用者の声の把握についてでございますが、プール利用者からは、水泳時の注意事項やプールサイドでの飲食等について問い合わせがございました。また、更衣室からプールサイドに至る通路が滑りやすいとの声をいただいておりますので、滑り防止マットを設置してございます。

3点目、入場制限についてでございますが、新市民プールにつきましては、昨年オープンした施設であり、2つの施設を1つの施設に統合したということで、どのぐらいの利用があるのか想定しづらい面もありましたので、短時間に大勢の利用者が集まる場合は、更衣室やロッカーの関係もあることから、人数制限をする必要があるであろうと想定してございましたが、結果的にはそういう事態に至らず、スムーズに運営できたところでございます。

また、最近の夏は気温が上がってございますので、当然、水温も上がってまいります。プールの運営に当たりましては、安全管理マニュアルに基づき、気温と水温の合計が65度を上回る場合は入水を控えていただく措置をとるようにしております。

また、休憩時間につきましても、これまで50分に1回としてございましたが、45分に1回の休憩時間をとるように時間短縮をしてございます。

4点目、屋根の設置というご質問でございますが、今年度の市政懇談会で1件、そのような質問をいただきました。しかし、その理由は日よけではなく、雨にぬれないようにということでございました。教育委員会としては、屋根の設置は考えていない旨、回答してございます。また、今後についても屋根を設置する考えはございません。

駐輪場については広さが限られていることから、賄い切れない場合は、総合体育館の駐輪場を利用しているところでございます。

5点目の混雑解消の手だてについてでございますが、安全管理マニュアルに基づき、短時間に大勢の利用者がある場合は、入場制限をして安全な運営に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今答弁いただきました。実質的には、昨年度、市としては入場制限を行うという必要性もなかったんだという、そういうお答えだったと思います。市が、当初、入場制限という部分をする必要があると判断した場合には、やっぱりするんだというこの基準、市としての入場制限を行う必要があるんだと、認識する基準というのは、市としてはどういう基準になっていたんでしょうか。

それと、現実的には、実際には入場制限をする必要はないと言われるんだけど、市が、今ちょっと混んでいるので、休憩室で時間とか、そういうのを見てもらえませんかというような、実質的にプールに入りたいんだけども入れなかった、待機をするような、そういったような状況というような場合なんかもなかったのかどうか、この点も少しお聞きをしたいと思います。

そして、入場者数も、今、答弁いただきましたけれども、現実的には、平成30年度決算でも、来場者数という形では1万4,829人という形に実際なっているんですね。だとすれば、当初、市が、本来、堀口の交通公園のプールだけでは、やはりどうなのかという形から、西国分のところに東公園プールができてきたという経緯があるんですが、こういう点と比べてみると、市としての対応面というのは、以前とは随分違うなというふうに思うんです。

そういう点では、こうした来場者数をどのように見ているのか、この点について、市として新たな対応面というのをする必要がないのかどうか、この点についてはどうなのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

そして、もう1点は、併設しているトレーニングの部屋なんですけど、現実的には、広さそのもの自身は、以前の総合体育館のときの広さと遜色はないというんですか、それよりもまだ若干広いというような答弁が以前にもあったと思うんですが、現実的には、縦長で、通路というのかな、器具なんかも置いているようなところなんかも、ちょっと窮屈というような部分があるんじゃないかというふうに感じる場所もあるんです。そういう点でも、現在のこういう部分の、建って間がないんであれなんやけども、そういうトレーニングルームなんかも、もうちょっと広げていくというような視点というのは、当局なんかは、そういう検討の余地というんですか、そういう考えなんかは実際どうなのかという点、この点をちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず、入場制限の基準でございますが、基本的には、男女それぞれのロッカーが120ということになってございますので、240名の入場、1つの目安としてございます。

それから、ことし、待機の状態であったのかということでありましたが、今年度については待機を要請した状況はございませんでした。

それから、人数の関係で、昨年と利用者数、そんなに変わっていないということで、増田議員のご質問は2カ所が1カ所になったのに混雑しているのではないかと、こういうことだと思いますけども、昨年の1万4,829人が、これ常時満杯であれば、当然混んでくるということが予想されます。しかし、昨年の2カ月においての1万4,829人というのは通算の数字でございますので、当然、利用者がいない日もありますし、多い日もあったということでございます。ことしにつきましては、1日の最大利用者数が679人、最小の場合は雨天の場合ということで、利用者がなかったという日もございました。240名を目安にして、利用をしていただいております。

トレーニングルームにつきましては、新しい機器をいろいろそろえて拡大をしてございまして、利用者には大変ご好評をいただいております。現状、昨年建設したところでございますので、当面新たに拡充をするという考えはございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時32分)

再開 (10時45分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問願います。

増田議員。

○増田議員 2番目のいわで御殿建設までの歴史的な経緯、こういうような点について質問を行います。

今回、この質問に当たり、現在のいわで御殿の場所が、歴史的な位置づけとして

どのような場所なのか。岩出市として、どう重要な場所で、どう岩出市として生かしていくのかを見詰め直す、こういう上で取り上げました。

皆さんもご存じのように、現在、いわで御殿が建っているところは、紀州徳川吉宗公が幼少の時代を過ごした地であります。紀州徳川家が夏の別荘として、慶安2年（1649年）に、紀の川のほとりに建てた巖出御殿、巖しいという山冠の難しい漢字の「巖出」という御殿を建てたものです。現在は、国指定の文化財として、横浜市にある三溪園内の臨春閣、これは岩出にあったものをあちこちの場所に移転をされたんですが、最終的に、大正6年に移築がされて、現在、横浜に建っています。

林町長時代に、何度もこの臨春閣、横浜のほうに対してもそうですが、国に対して、岩出市に戻してほしい、返還してほしいんだということなんかも陳情されてきました。また、中村町長の時代に、この歴史的にも貴重な場所であるこの地に史跡、こういう史跡に対しての記念碑など、市として何らかの施設施策、こういうものなんかも行ってはどうかという議員の一般質問なんかもあり、その当時、確か清水湯という名前だったと思うんですが、岩出にあったお風呂屋さん、このお風呂屋さんも廃業されたという関係などもあって、お風呂が欲しいんだという住民の要望、これなんかも実際あったわけなんです。

そういうことなんかもあわせて、地域住民の憩いの場、こういう場として活用できる施設として建設がされてきた経緯があると認識をしていますが、岩出市として、いわで御殿の建設に至る歴史的な経緯なんかを実際にはどう認識をされて、そして、歴代の町長がこの場所を本当に大切にしていきたいんだという、こういう歴史的な思いや願い、こういうものに対して、実際に現時点における市の認識、これをまずお聞きをしたいと思います。

そして、2点目に、今回のいわで御殿の建設に至るまでには、前町長のややワンマンというんですかね、そういう手法もあった中で、実際に前町長の時代には、駅前ライブラリーと、そして、このいわで御殿というものなんかが建設をされてきました。

しかし、この建設に至るまでに、実際には活用方法については、非常に過大なものではないのかとか、華美なそういう施設になるのではないのかとかいう形の部分の中で、いわば町長選挙の政争というんですかね、そういう部分にまで発展するようなことなんかもありました。そして、実際には、この施設については、設計変更というような形で事業の見直しなんかも行われてきました。

いわで御殿については、二十数年を経て、実際には施設の老朽化というものが進

んできているわけなんです、公共施設としてのいわで御殿の活用方法、これについて、市長としては、今後どのような位置づけで考えているのかと、この点をお聞きをしたいと思います。

そして、3点目としては、徳川吉宗公の幼少を過ごした場所としての歴史的価値や歴代の町長が願っていた、ある種、徳川家の聖地ですね、徳川家の聖地としての場所であるこのいわで御殿の場所を活用していく面では、国に対して、臨春閣に関する歴史的資料の複製とか、また、臨春閣の小型版の建設とか、ミニチュア版など、市の教育文化面、観光面にも活用できる、またそういうふうにしていくための国などへの陳情、関連資料の収集などにも、私は、同時に、市としてももっと力を入れていくべき、そういうものではないのかなというふうに感じることもあります。この点で、市の見解というものについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員のご質問の2番目、いわで御殿建設までの歴史的経緯についての2点目、いわで御殿の活用方法は、今後どのような位置づけで考えているのかの質問にお答えをいたします。

いわで御殿は、平成9年に竣工してから23年目を迎え、老朽化が進んできており、昨年9月末で皆樂園のデイサービス事業が終了したことから、今後の活用に向け、省エネ化、バリアフリー化の改修工事を行うものであります。工事に当たり、国の補助金確保のために予算化しておく必要があり、改修工事中に、後の使用方法について考えてまいります。

なお、他の質問については、担当部長のほうから答弁させます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 増田議員のご質問の2番目、いわで御殿建設までの歴史的経緯についての1点目及び3点目について、一括してお答えいたします。

いわで御殿は、市民の潤いと安らぎを持つことができる施設として設置したものであり、教育文化面及び観光面での目的で設置しているものではございませんので、現在のところ、国に対する陳情などは考えておりません。

また、現状で民俗資料館において、紀州徳川家と岩出のコーナーで、いわで御殿や臨春閣に関する展示を行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 私、今回のこの質問で問いたいのは、日本の歴史上において、徳川吉宗公という方の果たしてきた影響、また役割、そしてまた歴史上での功績、この部分を岩出市として、岩出市自身がどう捉えているのかなというふうに私は思うんです。実際には、徳川吉宗公、日本の歴史の中で多大な貢献を果たしてきているわけですね。その徳川吉宗公をいろんな意味でアピールできる。これは和歌山城のある和歌山市と、そしてこの岩出市だと思うんです。こういった歴史的な位置づけ、重み、こういう部分を本当にもっと私たちは真剣に見詰め直していく、こういうことが本当に大切じゃないのかなというふうに思うんです。

今、生活福祉部長のほうから答弁があったんだけど、そういう部分では生活福祉部として国に陳情することはありませんというような答弁だったんですけどね。現実的に、生活福祉部の関係で、国に陳情するようなものは多分ほとんどないと思うんです。実際に、これにかかわるといふのであれば、むしろ教育委員会だと思うんです、現実的にはね。史跡という視点から見れば、なぜ教育委員会がそういうところに目を向けないのか、そういうところをなぜ大事にしないのか、私、ここを問いたいと思うんです。

そういう点では、改めてこの点については、徳川吉宗公という、この方そのものをどう見ているのか。市長自身がどのようにこの方を見ておられるのか、この点もお聞きをしたいし、教育委員会としても、現実的には、歴代の町長が、特に林町長の時代になぜ臨春閣というものを岩出市に返してほしいんだ、こういう思いを持っていたのか。現実的には文化財というような位置づけから見ても、教育委員会としても、この場所、これをどう見ているのかという点、これを改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと現実的に、これほど歴史に名を残されている方のそういう文献、またいろんな各種の資料、こういうものを岩出市として、どれぐらいのこういった資料、岩出市にあるのか、この点を再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えいたします。

八代将軍吉宗公、立派な人でございます。今現在、建っているいわで御殿、紀の川湖畔に建っている木造2階建て地下1階の建物であります。巖出御殿は、既に取り除かれ、紀の川の真ん中にあったという記録があります。今のいわで御殿とは何ら関係がございません。先ほど生活福祉部長が答えたとおりでございます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど生活福祉部長がお答えしたとおり、現在、民俗資料館において、紀州徳川家と岩出のコーナー、ここで巖出御殿や臨春閣に関する展示を行ってございます。歴史的建築物とか遺物等につきましては、現存していれば、今現在、その建物があれば、建築物の中での展示説明が可能でございますが、建築物が既にもうなく、今は跡地でございます。そういう場合は、その跡地にこだわらず、別の施設であっても、当時のことを展示説明できるものであれば、効率的、効果的に活用すべきであると考えてございますので、現在、民俗資料館のほうで展示を行っていると、こういうことでございます。

資料、どれぐらいあるんかということですが、私、確認しているのは、伝吉宗公というびょうぶ、これは見たことはございますが、このコーナーで、1回、増田議員もごらんいただけたらと思います。当時の資料、何点か展示をしているところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今の答弁を聞いて、非常に私残念だなという思いをしています。今の状況はどうであれ、現実的には徳川吉宗公、この方が岩出という、この地域に実際住んでおられた。こういう歴史の重みというような部分なんかにも、この方を、市としてもしっかりと岩出の中において、もっと視点を当てるべきではないかというふうに私は思うんです。

全く、今の建物なんかとは全く関係ありませんと。施設そのものにもないんだというような観点だけで、私はそういう点では、岩出をアピールしていくという視点で、こういうせつかくの歴代の日本の歴史上にも残る、そういう人物が現実にこの岩出市とかかわりがあると。にもかかわらず、こういうところに、やはり視点を当てないという今の行政の部分なんか問われるんじゃないかなというふうに思います。

今後、市としては、私は、現在建っているあのいわで御殿のあの周辺ですね、本当に岩出の宝じゃないんかなというふうに思っています。

そういう点では、今後、市としては徳川吉宗公という、こういう方についての部分はアピールしないというんですかね、市として活用ということなんか考えないのかどうか、この点について再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

吉宗公が住んでいたというご指摘でございますが、もとの巖出御殿は、紀州藩の別荘として造営されたもので、吉宗も幼少のころ、ここで過ごしていたと伝えられているということでございます。

それから、先ほども生活福祉部長がお答えましたが、現在のいわで御殿は、文化的、また観光面での施設ということではございません。

それから、もっとPRしていけということですが、PR方法というのは、この地でなければできないというものではございません。先ほど申し上げましたように、民俗資料館のほうでも展示をしてございますので、巖出御殿のPRにつきましては、いろんな方法を考えてPRしてまいりたいと思います。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田議員。

○増田議員 今、歴史的な経緯も含めて質問させていただきました。その中では、私としては非常に残念だなという答弁ではなかったかなというふうに思います。その点を踏まえて、次のいわで御殿の今後の活用方法、これに関係する質問をしたいと思うんです。

私は、先ほど、まさに徳川吉宗公の幼少の地と過ごした、そういうところだと。また、いわば徳川吉宗公の幼少の地としての聖地というふうに、私は思うんです。

実際には、今回のこのいわで御殿、この部分についても、やはり今後の活用方法についても、こうした歴史的な経緯や位置づけ、こういうものも踏まえて、まさに原点に一度立ち返って、活用方法ということなんかも検討する必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

実際には、教育委員会部局や産業振興課なんかを含めて、私はもっと徳川吉宗公という方に対しての資料収集、こういう部分なんかも、ある種、もっと関心を持って、そして岩出市として何らかの組織、こういう部分なんかも立ち上げて、そしてやっていく、そういう一面もあるんじゃないかというふうに思うんです。

そういう点では、先ほどの答弁では、多分する気はないというふうな答えが返ってくるのかなというふうには思うんですけどね。そういういろんな徳川吉宗公のそういう資料なんかを収集していく、そして岩出市として活用できる、そういう部分

についてはどういうものが活用としてできるのか、今、民俗資料館なんかにも資料はあるんだよと言っていましたけどね、それ以外にも、例えば、岩出町誌の中なんかにもいろんな、巖出御殿の経緯なんかも載っているんですね。だから、そういう部分なんかも含めて、私はもっと資料収集、またいろんな市として活用できる方法、こういうものなんかを検討する、そういう組織というものが必要じゃないかなというふうに感じています。

こういう点では、市としてどのように考えておられるのかという点をお聞きをしたいと思います。

2点目については、今の部分とも大分関係はあるんですけども、関係文書とか、林町長が、臨春閣に現存している遺跡、移設してほしいという要望なんかもしてきたけども、じゃあ、岩出市として、現存は実際、先ほど必要ないんだと言ってたけども、現実には、横浜には臨春閣というのが今もあるわけなんです。だから、それの、いわば小型版というんですかね、そういう部分なんかもつくってもいいですかとか、ミニチュア版で、こういうものがありましたというものなんかもつくっていいのかどうかということなんかも含めて、私はもっと今の徳川吉宗さんという部分、岩出市としても本当に見詰め直していくというんですかね、そういうことが必要ではないかと思うんです。

そして、そのためのアイデアなんかは、幾らでもあるんじゃないでしょうかね。そういう点では、市として、いろんな意見、そういう部分なんかは各部局でもいろんな意見あると思うんです。また、市民なんかでも、もっとこんなんでやったらどうよとか、いろんな意見なんかも聞いていく、こういうことなんかもやってはどうかというふうに思うんです。

どうも、答弁も含めて、市として、こういう歴史的なそういうものに対しての面においても、調査や研究とか、市としてどのようにして生かしていくのかなという、そういう知恵は、非常に岩出市は弱いんじゃないかなというふうに思うんです。

以前、議員なんかも、岡山でしたかね、広島でしたかね、そういう歴史上の人物をいろんな形で建物なんかも復元するとか、そういう部分なんかでやっているような自治体、これもありました。だから、そういう自治体として、歴史上の有名な人とか、いろんなその地で活躍してこられた方を、やはり行政としてもしっかりと利用されているというよりも、実際、それをどう活用して生かしていくのかという、こういう視点で、いろんな取り組みされているんですよ。そういう点では、岩出市はそういう側面においては、非常に私は弱いんじゃないかなというふうにも思うん

です。

その点で、市としてのそういう考え方、これを再度お聞きをしたいと思うんです。

それと、3点目として、現存しているいわで御殿の建物そのものについても、少しお聞きをしたいと思うんです。

老朽化という点からも改修工事、この点では、私、やっぱり必要性があって、早急に、やっぱりこれは取り組むべきだと思うんです。例えば、外壁とか、お風呂の部分、こういう部分なんか老朽化してきて、本当に改修せんとだめなんだと。こういう点で利用者に対しての利便性を図っていく。これについては早急に改修すべきだと思うんです。

しかし、実際の改修に対しての当局からの説明というのが非常に曖昧で、説明を聞く限り、無駄遣いになることにつながらないのかなと。場合によっては、部分凍結、そういうことなんかも要るんじゃないのかなというふうに感じるところがあるんです。その点では、担当のほうにちょっと確認をしたいんですけども、当局の説明では、基本的には、全館、これを今使用している実態、これをそのまま想定した改修を行う予定なんだという、ちょっと不透明な改修内容の説明だったんですね。

疑問に思うのは、2階の部分なんです。2階部分の、これまで介護施設として使用してきた部分、市の説明では、当然、既存部分のところも改修がされます。改修予定の図面はありませんから、当然、今の形態、これを改修していく。劣化している部分なんかも当然修理がされると考えるんです。そうなるとすれば、当然、今後介護施設として利用されることになります。

これまで使ってきたこの介護施設の部分で、既存の施設で、ここ今こんな状況になっているけども、ここもうちょっとこういうふうにしたら利用しやすいようになるんじゃないかというようなことはなかったのか。もし仮に、そういう声があったとすれば、せっかく改修しても、今後利用する施設側から、もっとここ変えてほしいというような、利便性を求める変更なんかも求められないのかどうか。

そしてまた、既存の介護施設として利用されている部分が、今後の活用方法についてはどうするか決まっていないと。そんな中で、場合によっては、今の介護施設仕様から全然別の利用方法になるんじゃないのかと。そうなるとすれば、せっかく改修してやったというような形になるけれども、全部、変えてしまわなあかんと。こういう状況だって考えられるんです。

当然、さらに改修費用という部分なんかも生まれてくると思うんです。この点では、確認をちょっとしておきたいんですが、2階の介護施設の部分、これについて

はどのような工事を行おうとしているのか、この点を聞きたいんですね。

本当に、市として、今後の活用方法によっては、新たな工事が伴うようなことが生じるのかどうか。だとすれば、今後の活用方法がどういうふうになるのか。これが決まるまで、2階の部分、今の2階の介護施設部分は凍結する、こういうふうにするべきではないのかなというふうを感じるんです。せっかくお金を投じて、無駄な投資につながっていかないのかどうか。

この点では、2階の介護施設部分、今まで使ってきた部分の工事内容、これについてお聞きをしたいと思うんです。

そして、4点目には、今の既存のいわで御殿の周辺、こういうところなんかは、市として、今の既存のままのそういう状況として今後も使っていくのか。そして、それとも市として何らかの周辺整備という部分なんかも現時点、どのように感じてもらえるのか、こういう点なんかについても、4点目としてお聞きをしたいというふうに思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 増田議員のご質問について、通告に従い、ご回答させていただきます

3番目のいわで御殿の今後の活用方法についての1点目及び2点目について、一括してお答えいたします。

先ほどのいわで御殿建設までの経緯でもお答えしたように、いわで御殿は文化的及び観光面での施設ではございませんので、いわで御殿の歴史的な位置づけを踏まえた活用方法についてのプロジェクトチームの立ち上げや、市民からの意見を募る考えはございません。

次に3点目につきましては、今回の改修は建築後20年以上が経過していることから、今後の有効活用に向け、補助金を活用して、老朽化した設備の更新を行うものであり、無駄遣いとは考えておりません。

続いて、4点目については、いわで御殿につながる道路は、紀の川と春日川の河川管理者から堤防の天端部分の占用許可を受けて、市道として認定を行っていること、また周辺は小学校があり、住宅密集地でもあることから、交通量を増大させるような道路拡幅等の整備の計画はありません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 私は聞きたいのは、老朽化ということだけしか言われたいんですね。じゃあ老朽化という形になっている部分で、市としてどの部分が老朽化になっているのか、この点をお聞きしたいと思うんです。要するに改修する場所をどこの場所を改修するのか。当然、お風呂も古くなってきているという部分なんかでいうたら、お風呂なんかも改修するというのはあるんですよ。でも、2階のそういった部分で、今まで使っていたところなんかもどのような改修工事の中身になるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、今回のいわで御殿の部分については、3月31日で閉館がされると。そして、実際このことによって、地域の皆さんが実際に困っているんですね。それはやっぱりお風呂が使えない。そして、エクササイズの教室で利用されている方なんかも、何組もあります。実際には利用されている方は、お風呂が利用できなくなれば、民間の高いところに行かなきゃいけないんだと。実際には歩いていくには、子供も小さいし、遠いし、場合によってはタクシーなんかも、もし仮にですよ、利用したら、さらに今の300円から550円から600円になるんか、その辺だったと思うんですけどね。そういう高いところになれば、現実的には新たな費用として、生活にも本当に影響するというような、本当に何とかしてほしいんだということも現実的に言われています。

実際には、エクササイズで利用されている方なんかも、3月で閉まったら、次どこでするかということで、実際には教室どこでしょうという形で奔走されているというのが現実的なんです。こういった点では、閉館するということにより、実際に困っている、特にお風呂の部分のほうが大きいかないかなというふうには思うんですけども、こういった実際に困っている方に対して相談窓口、こういうものなんかはされないのでしょうか。

例えば、閉館によって困ったことが生じますと。そういう方には市のほうに相談してくださいというような、そういう張り紙なんかもされてはどうかなと思うんです。こういう点での、今回は休館することによって生じる問題点、こういう点については、市として支援体制というんですかね、こういうのはどういうふうなものを考えておられるのでしょうか。

そして、2つ目は、管理人さんの方にも、私、この間言われました。特に困っているのは、実際に休館になるんやけども、次いつ開くんかわからんと。利用者の方からもいつ開くんですかというようなことを聞かれると言うんですよ。現実的には、利用者の方も今後どうなっていくんかというのは全く情報が入らんから、ますます

わからへんと。生活、ほんまにどうしていこうかなというふうに悩む。管理人さんなんかは、市からは何の情報も入らんから答えようもないと言うんですよ。

だから、その点では、何で利用者さんに対して、再開のめどはいつなのかということなんかを知らせないのかなというふうに思うんです。そして、管理人さんなんかにも、聞かれた場合には、今後こういうふうになりますよという、そういう情報、なぜ知らせてあげないんでしょうか。この点、2点目としてお聞きをしたいと思います。

そして、3点目は、改修という工事を行うという部分の中で、改修めどによって長期になるのか、短期になるのか、実際、私たちも全く聞かされていませんから、現実的には、時期との関係でいうと、やっぱり困っているのは、お風呂関係なんですね。だから、そういう点でいうと、お風呂の部分、この部分については、優先工事というんか先行工事、これを行って、本当に工事が終わり次第、利用できるような状況になったら即時に使えるように、市としても検討していただけないか。

そして、2階の部分はどういうふうにするのか決まるのがいつなのか、その辺わかりませんが、少なくともお風呂の部分だけには先行工事をするということは考えていないんでしょうか。全部の工事が終わるまでは、いわで御殿の一部使用ということなんかも考えないで、全部改修終わるまで使わないという、そういう方針なのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

4点目については、さっきの質問でも言わせていただいたんですが、どうも私の思いと当局の思いが若干ずれているところがあるのかなというふうに思うんです。当局のほうは、あくまでも、一いわで御殿という現在建っている場所の観点でからしか答弁がないんです。私が今回この質問で問いたいのは、繰り返しになるんですけども、歴史的な、そういう人物像という部分なんかも、もっと大切にしませんかと。そういうことをお聞きをしたいと思います。

例えば、わかやま国体なんかでは、準備室というようなことなんかもやっているじゃないですか。かくばん祭り、実行委員会なんかという組織つくってやっています。市民運動会、同じように、やっぱりそういう組織というんですかね、そういうものをされているんですね。だから、私が言いたいのは、今の岩出市として、そういう歴史的なそういう文献とか資料とか、そういうものを研究するような部署、また組織、こういうものを立ち上げる気はないのかどうかということをお聞きをしています。

今、全国の方に聞いてみても、本当に徳川吉宗公というのは全国区ですよ。知っ

ておられる方、時代劇なんかでも取り上げられてきているでしょう。そういう点でいうたら、本当に今の岩出市が徳川吉宗公自身の人物に対しての評価、また、これをどう見ているのかなという、ここを私、本当にもっと大事にさせていただきたいなというふうに思います。この点では、改めて吉宗公のそういう人物像について、市としてどう捉えているのか、この点、再度お聞きをしたいと思います。

そして、5点目は、今、市民総合運動場の北側、あそこは堤防、大体倍ぐらいの拡幅されて、工事もされてきて、今もう終わるぐらいになるのかなとは思いますが、俗に言う災害、防災対応も含めて、堤防というのが強化されてきています。この点では、岩出橋からいわで御殿のこの間においても、災害に備えた堤防の強化というような計画、こういう部分なんかは、市としてもどういうふうな考えを持っておられるのか。今の市民運動場の北側のああいふうな強化の計画、こういう部分なんかも考えておられないのかどうか。

実際には、それとあわせてですけども、県も今サイクリングロードというのが、紀の川の河川敷沿いにつくられてきています。そういう点も含めて、サイクリングロードというのも、多分、いわで御殿の方面、引き続いて多分つくられていくと思うんですが、こういう点ではあの辺のいわで御殿周辺の今後の対応面というんですか、この点について、市としてどのように考えておられるのか、この点を再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再質問につきまして、産業振興課でまちづくり推進係で、建築の改修について検討させていただいていますので、改修の件についてお答えさせていただきます。改修の内容につきましては、建物の基本的な設備、空調設備、それから照明設備、それに加えてバリアフリー化ということを目的としまして、国土交通省の既存建築物省エネ化改修事業という補助事業から補助金を受けまして実施するものです。

今説明したとおりに、先ほど議員ご質問にありました2階部分につきましても、基本的には空調、照明、これが改修の対象となります。

それから、建物の基本性能としましては、断熱、省エネ化するにはエアコンの効率を上げるために、断熱としまして窓ガラスの複層化でありますとか、熱射の反射フィルムの張りつけなどということも検討しております。

それに加えてまして、築後23年の施設でございますので、経年劣化の部分が多々ご

ございます。水道関係、水漏れでありましたりとか、カランなどの機器の老朽化、お風呂でありますので、そういったものも全て交換する必要があるところは交換していきたい。また、それに伴って、どうしたって取り壊して改修しなければならないというふうなところも出てくるかと思えます。トイレなんかも特にそうなるかと思えます。トイレもバリアフリー化していくに当たっては、便器なども古くなっているんで、取りかえなければならない、そういったこともあるかと思えます。

一般的に考えられているような改修というのは、それは改修工事と並行して、次の活用についても検討していく中なんですけど、基本的には従前と同じように、民間に活用していただくべきものではないかと考えておりますので、恐らくは介護サービスというような従前と似たような使い方になるとは思いますが、その中で必要な改造というのは、民間の事業者がすべきものだと考えておりますので、今回の改修事業をやったからといって、それは無駄になるということとはございません。

お風呂などの休止、また、貸し館の休館などについてでございますが、建物を共用しながら、この改修をしていくというのは大変労力もかかりますし、また、そういう仮設費なんかもいろいろかかりますので、こういった無駄を省くために、従前の利用者が使用していないこの時期に、一斉休館して、効率的な改修を図るものですので、一般の方、ご利用者には不便をおかけしますが、しばらくの間、お待ちいただくことが必要だと思っております。

工期としましては、令和2度中に仕上がるように頑張ってもらいたいと思っております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 増田議員再質問についてお答えします。

まず、お風呂についてですが、現在、月平均500人前後、1日平均16人前後の方が利用されております。利用者のうち8割程度の方が常連の方と認識しており、利用している理由としては、家の風呂より大きくてよく温まるが一番多く、次いで利用料が安いでございました。お風呂については、岩出市内に民間の銭湯もあることから、利用者に大きな影響はないと考えてございます。

また、現在、いわで御殿を使っているグループ活動につきましては、現在、いわで御殿で自主的にシニアエクササイズの運動をされているグループは、3グループございます。休館については市から説明し、ご理解をいただいております。また、3グループの今後につきましては、1グループについては、岩出地区コミュニティセンターを利用すると聞いてございます。残りの2グループにつきましては、活動

に理解のある2つの介護施設が施設を開放してくれるという意向を示し、4月から各施設を利用して活動することになったと聞いてございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の管理人さんが詳しくは聞いてないという件につきましては、管理人さんには、休館ということを利用の方には伝えてくれということで伝えてはおります。ただ、詳細につきましては、管理人さんを通して説明をしていただくというのは、ちょっといろいろと語弊も出てくるかもしれませんので、もしそれ以上に質問等がございましたら、市の窓口のほうに直接来ていただけるように伝えていただくように、管理人のほうにはお願いしております。

実際に、市のほうに問い合わせに来られた方もいらっしゃいましたが、市の説明のほうにご理解をいただいて、納得してお帰りいただいております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再質問ですけれども、議員のお考えと我々の考え、ずれております。先ほど申しました、繰り返しになりますが、基本的な考え方としては、文化施設、観光施設での活用ということについては考えてございません。岩出市の観光につきましては、ねごろ歴史の丘を中心に、今現在進めているところでございますので、吉宗を表に出しての観光振興ということについては、現在のところ考えてございません。

ただ、民俗資料館の機能として、資料の充実ということでございますが、これについては充実に努めていきたいと思っております。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

国交省が実施している大宮緑地総合運動公園付近堤防工事は、河川の出水時、災害時の非常用土砂、土のう等をつくる備蓄として側帯を整備しているものであり、道路を拡幅しているものではございません。また、紀の川の堤防につきましては、堤防の法尻まで住宅が建ち並んでいることから、拡幅は物理的に不可能であると考えてございます。

それと、サイクリングロードにつきましては、県事業にて、いわで御殿周辺は既に整備済みと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今聞いた部分の中で、めど、これは1年間をかけてというようなことで

した。何から聞いたか、聞いていっていいのかわからなくなったりしたんですが、実際に、今聞いた1年、この1年という形とすれば、お風呂を利用されている方、この方にとっては、やはり年間という形になれば、この間来られた方は4人の家族で来られていました。これ本当に、こんなことされたらどうしようかなと思っていると。今300円のお風呂やから、歩いて来られるんやと。これ民間の550円以上もするようなどこへ行くとなったら、生活にまで、これかかわってくると。何とかしてほしいんやという切実なことを言われていました。

だから、そういう点では、少なくとも今、勝手に言うてきてくれたらええやんかというような言い方やったんやけども、そうじゃなしに、本当にどんな形で市として、閉館することによって影響が出るのか。そのことについて、どんな対応が求められるのかという点から見ても、もっと市としての対応のあり方、あつたんじゃないかなというふうに思うんですよ。

管理人さんなんかも言われているのが、伝えていきますというような言い方されたんやけども、こんなん言うたら悪いけどね、怒ってましたよ。何の情報も入ってけえへんのやと。私は聞かれても答えようもないんやと。市のほうから、いつごろ、次のあけられる、あくんか聞かれるというんですよ、実際に。でも、市のほうから何も言うてくれへんので、答えようがないと。管理人さん通じて、市のほうへ聞いてくださいというような言い方したけどね、現場でやっぱり一番困っているのは管理人さんなんです。やっぱり皆さんに聞かれるんです。

そういう点では、そういう面からいうても、金銭面からいうても、1年間となったら、その方にしたら負担というのはすごい負担になると思うんですよ。そうなったら、せめて3月31日で閉まるけども、最低でも、金銭面も含めて、生活にお困りの方は、せめて、今の時点やったら、地域福祉課のところにもまでご相談くださいというような張り紙ぐらいできないんですか。

場合によったら、そういう支援制度というんですかね、市でどこまでできるかわからんけども、対応とらんなん側面だつてあるかもわからへんし、それについて、どんな相談でもええから乗ってくださいというような、そんな相談窓口、私つくるべきじゃないかなというふうに思うんです。

それと、今、部長のほうから、利用者については、こうでした、ああでしたと。さも以前から調査をされて、すごい立派なアンケートをとったんだというような言い方されました。いつとったんですか。私、質問通告出して、次の日か、その翌日違いますか。それもたった1日や。これでほんまにたった1日で利用されている方

の全容というのはわかるんですか。

この間、市の方が来られてアンケートみたいなやつとってくれと言われました。1日とりました。ずっと3月31日ぐらいまでとるんですかと聞いたら、1日だけでした。ということでした。私、こういう点でいうても、やはりもっと行政として、利用者に対して、利用者側の立場に立って対応をとっていただきたいなというふうに思うんです。市として、今、部長言われたけども、今のとったアンケートだけで、利用者の皆さんの声というのは全部つかんだと、そういうふうに認識されているんですか。

しかも、中身でいうと、何も問題がないんだというようなことさえ、私に聞こえました。今、あのお風呂を利用されている方というのは、常連の方が大半だということをお聞きしましたけどね、ほんまに利用されている方の立場に立ったら、たった1日のアンケートで状況わかるんですか。

そういう点では、今後、私もう少し温かい対応というのをもとめる必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。この点では、再度お聞きをしたいと思います。

そして、もう1点は、次の問題は、先ほどの部分のところでは老朽・劣化の部分だけを改善をしますと。そして、方向性からいうと、介護施設の部分にほぼなるんだろうなということは理解ができました。ただ、最初にも言うたんやけども、工事、本当にお風呂という部分から考えたら、1年先でなかったら、お風呂を使えないというようなことをするのか、それとも、お風呂の部分だけを先行、優先的に工事をかけて、そして使えるような形で前倒しでお風呂を使っていくことなんかも考えているのかどうか、この点、改めてお聞きをしたいと思います。

そして、最終的には、どこの部署が、いわで御殿についての使い方についての決定、これをしていくのか、検討する部署、この部署についても、基本的にはどこで考えていくのかという点、この点も再度お聞きをしたいと思います。

それと、最後に、これは市長にお聞きをしたいんだけど、さっきから何遍も何遍も言うんやけども、林町長時代からのこの地、この場所については、本当に岩出市としての大事な地域なんだという認識されているんですよ。そういう点で、市長自身が巖出御殿の施設とか、今の既存のいわで御殿のことを聞いているんじゃないんですよ。徳川吉宗という方の人物像とか、市長としての吉宗公の残してきた足跡とか、そういう部分なんかをどのような視点で見られるのか。そして、市長そのもの自身は、吉宗公というもの、そのもの自身を生かしていこう、こういう気持ちとか考え、こういうもの自身を市長自身が持つておられるのかどうか、このこと

を最後にお聞きをして、今回の質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 増田議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、相談の窓口の件についてですが、これにつきましては、先ほども課長のほうからご説明ありましたが、管理人に詳細等を説明するというふうなことは、こちらとしても差し控えております。詳細については、生活福祉部の担当のほうで説明するというので張り紙等もしてございますので、管理人さんには、窓口は生活福祉部となってございますので、そちらのほうへお問い合わせ願いますということで対応させていただいております。

また、お風呂の件ですが、民間の銭湯の利用料、いわで御殿の利用料と差額、高いという話がありましたけども、現時点で、そういった形で救済措置等は考えてございませんが、先ほどアンケート等の話の中にありましたけども、利用者が8割程度が常連という形になってございますので、その方々の利用方法というのは、いわゆる広いというのと、利用料金が安い、そういった形の利用方法ということでございますので、特に家にお風呂がないからというふうな理由等で困っているというふうな話は聞いてございませんので、現時点では、特に大きな影響はないかと考えてございます。

また、お風呂だけの利用等につきましては、やっぱり工事中ということもありますので、万が一利用者がけがをされたりとか、そういったことがあってはだめですので、工事中は利用は控えていきたいと考えてございます。

担当部署については、生活福祉部となっております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

巖出御殿、先ほども答弁させていただきましたが、紀州藩の別荘として建てられたもので、八代将軍吉宗も幼少のころ、ここで過ごしていたと伝えられているということでございます。その巖出御殿は、歴史の中で、現在、横浜市に移築されているということでございます。

先ほどお答えしましたが、もし巖出御殿が現存していれば、その建物の中でのいろんな展示説明、観光面、文化面での活用は可能かと思いますが、これ既にもう跡地でございますので、現在は民俗資料館のほうでコーナーをつくっていると、こう

いうことをございますので、先ほどの繰り返しになりますが、岩出市として、吉宗を前面に出して観光をPRということは考えてございません。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

冒頭にお答えしたとおりでございます。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、昼からになりましたが、私の一般質問を行います。いずれも重要な案件でありますので、市民目線で市民の立場に立って質問いたしますので、市当局のご答弁をお願いしておきたいと思ひます。

まず第1点は、根来寺の防火対策であります。

昨年の10月31日、沖縄県における首里城が火災によって、県民の心の支えとなっていたお城が焼失し、無残な姿と化しました。首里城は、1429年に設立した琉球王国の政治外交、文化の中心で、築城は14世紀半ばから後半と見られ、溪流の地形を巧みに利用してつくられております。戦前は国宝に指定され、沖縄戦で焼失した戦後、県が守礼門や歓会門を再建し、正殿は琉球独特の宮殿建築で、1992年、沖縄の日本復帰20周年を記念して、国営公園として復元されました。正殿前の広場は、王国の重要な儀式が行われた場所でもあります。

2000年、首里城が世界遺産に登録されたのは皆さんもご存じやと思ひますが、岩出市においても、重要なお寺である根来寺、観光資源の最たるものであろうと考えております。首里城と同様なことが発生しないよう、日常的に点検と対策が求められると考えております。私は、2007年（平成19年）の12月議会及び2008年（平成20年）3月議会において、根来寺の防火対策について質問をしてきたところであります。

そこで、本市の国宝、重要文化財に対して、防火対策では万全な対応をされているのか、1点お聞きをしたいと思います。

2番目に、各施設の具体的な対策について、どのようにされてきているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の根来寺の防火対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の国宝、重要文化財についてであります。現在、根来寺には、国宝が根来寺大塔、重要文化財は、大師堂、大伝法堂、光明真言殿、不動堂、大門、行者堂、聖天堂の建造物7棟のほか、大伝法堂に安置しております三尊像や絹本著色鳥羽天皇像の美術工芸品があります。根来寺以外では、旧和歌山県議会議事堂「一乗閣」、増田家住宅がございます。これら文化財の管理は、文化財保護法上の原則として、所有者が行うこととなっており、防火対策につきましても、所有者が行っており、設置している防火設備については、自動火災報知機、貯水槽を設けた消火設備などがあります。

2点目の具体的な対策について、議員ご指摘の根来寺裏山の防火用水槽についてということですが、何年か前にご質問があったということですが、その後の進捗状況を申し上げますと、内部防水工事を行い、貯水槽の水が減った場合は、水位感知機が設置されているため、補充され、本坊周辺エリアの防火用として利用されています。

また、根来寺境内中枢部は、文化財的価値が特に高い地域であることから、防火対策の強化を図るため、国庫補助事業として、平成24年度から平成26年度までの3カ年事業で新たな貯水槽を設け、防火対策を講じており、年2回の消防用設備点検や文化財防火デイに伴う消防訓練を実施することともに、消防署の立入検査時に合わせて市職員も同行し、根来寺の防火・消火等の現状把握を行い、必要に応じて関係機関と協議し、適切に指導・助言するとともに、文化財に対する防火意識の高揚に努めているところでございます。

また、根来寺以外の重要文化財には増田家住宅と一乗閣があり、どちらの施設も消防用設備が設置されており、これも年2回の消防用設備点検や文化財防火デイに伴う消防署の立入検査の際に同行して、現状把握を行っているところでございます。

教育委員会としましても、今後とも文化庁や県と連携を密にして、防災対策の充実に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 確認なのですが、そうしますと、約10年前に、私が質問したときから新たに防火水槽を設置をしたということであろうと思うんですが、それらの機能については、日常的に点検をされているということであろうと思うんですが、そこで、その当時、根来寺の自衛消防隊による消火栓を使った初期消火訓練を行うということと言われておりました。それについては、根来寺独自でそういう初期消火の訓練を実施をされているのか、改めて確認をさせてください。

それと、根来寺以外の増田家住宅ということでお話がありました。現存する住宅については居住をされているという状況でありますので、そういうことについて、どのような手順で日常的にやられているのか。

もう1点、根来の金田家住宅というのがあると思うんですが、これは重要文化財と指定されているのか、ただ、ここらについて、どのような形で岩出市はコミットしているのか、指導しているのかということについて、重ねてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再質問にお答えします。

点検のほうですけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、点検をしてございます。それから、各文化財につきましては、所有者が点検等を行うということでございますので、その当時、根来寺で独自で消防隊をつくっていたということでございますが、いずれにしましても、根来寺のほうで、この点をやっている。あるいはまた1日防火デイの際に訓練をやってございます。

それから、ほかの施設ですけれども、まず金田家住宅のお話が出ました。これ重要文化財ではなく、市の指定文化財でございます。それから、他の重要文化財につきましても、それぞれ消防用設備の設置は行ってございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。ぜひ、この問題については、根来寺だけじゃなくして、岩出市の文化的な建造物でありますので、日常不断にチェックをしていただいて、火災等の起きないような万全の体制をぜひ構築してもらいたいと重ねて質問をさせていただきます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

国宝から市指定文化財まで、これ岩出市の宝でございます。しっかりと守って後世に引き継いでまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問願います。

尾和議員。

○尾和議員 2番目の新型コロナウイルスに関してであります。

この正月から以降、中国で発生したと言われておりますが、今、世界的な大変な問題になってきております。そこで、新型ウイルスの感染については、實際上、自粛規制の中で、人が動かない、そうすると物が動かない、それによって経済が悪化して、自粛ムードがさらに多方面に影響を及ぼすと。甚大な影響は出てきていると思います。

和歌山県内においても、湯浅の有田済生会病院の集団感染、去る2日前には和歌山市内の市役所内で発生をしたということであります。当市においても、府県間の人の交流は、聞くところによりますと、岩出から大阪方面に仕事に通勤されている方が五、六千人おられるというふうに聞いておるんですが、こういう中で、必ず岩出市においても大きな影響があるということは、発生するという事は、日常的な問題として予期しておく必要があると思うんですね。

あわせて、外国からのインバウンドの観光客についても、中国や韓国の方が岩出を經由して高野山に行かれると。観光バスで行かれるということで、正月も、私たち、ホテルいとうでちょうどいてましたら、観光バスが横づけになって、ホテルいとうに四、五十人の方が宿泊をされているというような状況の中で、観光面でも非常に大きな打撃を発生しておるというふうに思います。また、いつ集団感染が発生するかわからないし、発生したとき、このウイルス感染に対して、具体的にどのように対処、対応するのか、重要な課題でもあります。

国はクルーズ客船の初動に失敗して、対策が後手後手に回ったことに危機感を持ちながらやっている感を見せようとして、突然、3月2日に小中学校の一斉休校要請を宣言して、学校現場の混乱を引き起こしているのが現状だと思います。

さらに、多くの自治体が公共施設を閉めて、市民や集会や会議などの中止をしてきております。意見を出して議論するという民主主義の根幹が危なくなっているの

が現状であります。

そこで、緊急事態宣言なるものが発せられますと、マスコミを統制し、市民の目や耳を塞ぐようになれば、あつと言う間に民主主義は崩れ、緊急事態は国会承認もなく、最長で2年間も継続できる内容のものであります。戦前の大政翼賛会に似た状況になる得ることは火を見るよりも明らかであります。今、政府がやるべきことは、市民の不安をなくして、適切な情報提供等、検査や診療体制の充実、休業補償等、どん底にかかろうとしている経済対策であろうと思います。

当市においては、そういう観点から、以下11項目について、具体的に質問をさせていただきます。

まず第1点は、当市における感染症問題で、観光客及び事業所の影響や変化はどのようにつかんでおられるのか。

2番目に、感染者の発生に伴う当市の対応・対策方針について、どのように構築をされているのか。

3番目に、感染不安に対する市民への案内・広報についてはどうされているのか。

4番目に、感染が疑われる方の搬送・救急車等の対策については、どのように計画をされているのか。

5番目に、この指定感染症コロナウイルスが発生した場合に、指定感染症病院というのは、岩出市民はどここの病院に行くのか、これについて答弁ください。

6番目に、地域医療病院の問題であります。岩出市と紀の川市で設立しております那賀病院の問題であります。今、国のほうでは統合問題が取り組まれておりますが、この統合問題で那賀病院の将来についてはどのようになっていくのか、ご答弁ください。

7番目に、本市の消毒液及びマスクの備蓄についてはどうなのか。今、薬局等での販売はほとんどありません。こういう状況の中で岩出市はどういう備蓄をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、新型感染症の発生に対する危機管理計画というものをどうされているのか、お聞きをしたいと思います。

9番目に、小中学校の閉校による課題、児童の問題、これらの問題点についてどのように把握をして、どのように手を打っているのか、お聞きをしたいと思います。

10番目に、いつから小中学校及びそれらの学校について、開校する予定なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

11番目に、これらの新型コロナウイルス感染症によって、市の行事であるマラソ

ン大会が中止になっております。このマラソン大会における参加費用については、その後どのような対応をしていくのか、これについてご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。  
市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の2番目、コロナウイルスの影響と対策についてですが、市では新型インフルエンザや病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症に対応するため、平成27年4月に岩出市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。今回の新型コロナウイルスへの対応策についても、行動計画に基づき、2月12日以降、5回の岩出市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催しております。

また、政府から全国の小中学校等への休校要請が出されたことを受け、3月2日に岩出市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市行動計画に基づき、各部の連携を図り、情報収集等の対応を行っております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 1点目、感染症問題で、観光客及び事業所の影響・変化はどうかについて、通告に従いお答えいたします。

観光面として、市が所管する観光施設2カ所の道の駅では、前年度1月、2月、3月の状況と比べて、来客数では、現在のところ、特に大きな影響を受けている状況ではございません。また、商工面におきましては、市内商工業者の状況について、常に岩出市商工会と情報のやりとりを行っているところ、一般的な話として、市内宿泊施設において、外国人の予約が全てキャンセルとなり、宿泊客が激減していること、市内飲食店等においても、通常時よりは来客が少なくなっているということは情報として得ておりますが、具体的な数字につきましては、商工会でも把握しておらず、報告も受けておりません。

今後も情報収集に努め、対策に当たっては、国・県の方針に従い、迅速に取り組んでまいります。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の2番目のコロナウイルスの影響と対策についての2点目、感染者の発生に伴う本市の対応・対策方針はどうか及び8点目の新型感染症の発生に対する危機管理計画はどうかについて、一括してお答えいたします。

市長の答弁にもございましたが、市では新型インフルエンザ等対策特別措置法、

国及び県の新型インフルエンザ等対策行動計画にて示されている基準事項等を踏まえ、新型インフルエンザや病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症に対応するため、平成27年4月に岩出市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。今回の新型コロナウイルスへの対策についても、本行動計画に基づき、2月12日水曜日に第1回の岩出市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催、以降4回の連絡調整会議を開き、2月26日の首相のイベント等についての要請に鑑み、岩出市における対応方針を定め、国の動向を見て随時見直しを行っております。また、政府から全国の小中学校等への休校要請が出されたことを受け、3月2日月曜日に、岩出市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市の行動計画に基づき、各部局の連携を図り、情報収集等の対応を行っております。

次に、3点目の感染不安に対する市民への案内・広報はどうかについてであります。市ウェブサイトにおける情報提供を初め手指消毒やせきエチケットなどのチラシを公共施設への掲示するなど、各種機会を捉まえ、感染を未然に防止するため、周知啓発を行っております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の4点目、感染が疑われる方の搬送についてです。

那賀消防に問い合わせたところ、発熱等の症状があつて、救急搬送をする場合は、患者さんにマスクをつけていただき、職員もマスク、手袋、眼鏡と感染防御ガウンを身につけ対応するとのことです。また、救急車についても、常に消毒を行っているとのことです。

次に、5点目の指定感染症病院についてですが、県より、那賀保健医療圏域では第二種感染症指定医療機関として、公立那賀病院が指定されております。

次に、6点目の地域医療病院の統合についてですが、厚生労働省が昨年9月26日に公表した再編統合の議論が必要と位置づけた公的病院などの中に、公立那賀病院を含め、那賀保健医療圏域の病院は含まれておりません。

次に、7点目の消毒液及びマスクの備蓄についてですが、アルコール系消毒液12リットル、次亜塩素酸水の消毒液40リットル、サージカルマスク1,450枚とN95マスク3,360枚を備蓄しております。マスクの配布については、備蓄数が少ないことから難しいと考えております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 9点目、10点目、11点目、一括してお答えいたします。

まず9点目の小中学校の休校による課題・問題点についてですが、休校に至った理由につきましては、2月27日、安倍総理みずから、3月2日から春休みまでの間、全国の小中学校の臨時休校を要請するという発表がありました。この要請を受け、県教育委員会から同様の措置を求める要請がございました。この要請をした時点では、新型コロナウイルスの感染者拡大の初期段階にあり、厚生労働省の専門家会議において、これからの1週間から2週間が収束できるかどうかの瀬戸際になると指摘されており、ピークカットを目的に集団発生を防いでいくための措置であるということでした。

岩出市においては、この当時も、今も感染者が発生しておりませんが、お隣の和歌山市では感染者が発生してございます。和歌山市には大勢の市民が通勤・通学しており、また、市民にとって生活圏であることから、感染者が出ないとは断言できない状況であることは間違いなく、また同時期に、北海道、大阪府においても、知事が休校要請を発表してございました。こういった状況の中、教育委員会としては、校長会を直ちに開催し、休校した場合の課題や保護者への通知等のあり方について検討し、学校については3月2日から3月24日までの間を休校とする方針を決定したところでございます。

次に、10点目のいつから開校するのかについてですが、学校再開については3月16日の参議院予算委員会集中審議において、文科大臣が4月からの学校再開を念頭に、科学的根拠に基づく指針を策定する考えを示してございました。その後の進捗でございますが、3月19日に専門家会議が開催され、専門家会議の見解は、感染が確認されていない地域、収束に向かい始めている地域、拡大傾向にある地域の3つに分けて判断するとしております。

この見解を受けて、文科大臣は一斉休校の要請は延長しないことを確認したというふうに明言されております。地域の実情に応じて、新学期から学校を再開する場合の準備を進めていきたいと発表されており、今週中の早い時期にガイドラインが公表されるものと思いますので、ガイドラインの公表を待って、岩出市新型インフルエンザ等対策本部に学校再開について諮り、決定したいと考えてございます。

また、この間の対応ということで、保護者の皆様に対しては、休校決定後の2月28日付で一斉休校について通知するとともに、連絡事項としまして、規則正しい生活を心がけること、日々の健康管理を適切に行うこと、適切な栄養補給と休息をとること、人込みを避け不要不急の外出を控えること、学童保育の案内などを通知してございます。

また、休校して10日が過ぎました3月11日付で、不要不急の外出を控え、規則正しい生活を送るとともに家庭学習に励むこと、軽い風邪症状がある場合は外出を控えることなど、感染予防に十分注意することについて通知をしております。

次に、11点目のマラソン大会中止による参加費用についてですが、第14回岩出マラソン大会については、今回初めての試みとして、仮装、コスプレを導入して、3月8日開催予定で準備を進めていたところですが、2月26日の自粛要請等を受けまして、マラソン大会の中止方針を決定して、2月28日、第14回岩出マラソン大会実行委員会役員会を開催して、中止を決定したところでございます。

また、この役員会において、今後の対応についても協議し、参加費用については、申込規約に基づき返還しないと決定しましたが、当日、開催すれば、参加賞として配布する予定でありました記念Tシャツ、記念タオル、これを記念品として、後日郵送することを決定しております。

なお、参加費用につきましては、エントリー種目によって申込金が1,000円と2,500円の2つの部がございます。1,000円の部については記念Tシャツと記念タオル、2,500円の部については、記念Tシャツ、記念タオル以外に、金額に合わせて岩出市の特産品を送付する予定としてございます。

なお、今回の中止によりまして、既に発注しているもの、支払わなければならないもの、また、未発注のもの精査の上、余剰金については市に返還することになります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 まず第1点なんですが、岩出市には、今、発生してないというご答弁がありました。しかし、これは保菌者でありながら発生しない方が多くあるという専門医会議の中で発表されております。そうしますと、特に70歳以上、私もそうなんです、高齢者、既往症のある高齢者、特に感染をしますと重篤な状態になるということが言われております。

そこら辺について、今の岩出市が出しているホームページ等を見ますと、具体的に書かれておらないのが実態ではないかなと思うんですね。そこら辺について、もっと具体的に必要なところに必要な広報をぜひこの機会にやっていただきたいことを計画していただきたいことを求めておきたいと思っております。

それから、感染症の中でも、特に言われているのは、岩出市には発生しないかという、これまた疑問な点が多くあります。集団発生ということである場合と、今

は全国的には、この状況の中で、いつ発生するかわからないという状況にありますので、そういう場合に機敏に対応できるのか、それに対してどうしていくのかということが問われていると思うんですが、そこら辺についても万全かどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、那賀病院の統合問題については、那賀病院は統合する地域医療病院ではないということなんで、今までどおり存続をするという理解でいいのかどうか。今後についてのご見解をお聞きをしたいと思います。

それから、消毒液及びマスクの点なんですが、今、ドラッグストア、薬局に行ってもほとんどないわけです。早朝の開店時期に数十枚か置いておるんですけども、すぐ売れてしまうという状況の中で、消毒液もなければマスクもないという状況の中にあります。

この問題については、備蓄数量が全部で4,700枚ぐらいですか、マスクについては。消毒液も岩出市の在庫からいって多いとは言えないと思うんですよね。この機会にそこら辺も見直しをして、備蓄計画についてはもっと、特段腐るものでもありませんから、マスク等については必要なだけ備蓄をして、市民が求める場合については、それに出していただくというような体制も一方で必要ではないかなと、そのように思っておりますので、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、市長も総務部長も危機管理計画についてはつくっておるということなんですが、これが市民の間に正しく宣伝し、それを知る機会があるかということ、そんなにないと思うんですよね。これらについて、もっと具体的に、市民に向けて危機管理計画についてはこうしますよと、安心してくださいというような形で、市民の皆さんに教宣をするということも大切であろうと思いますので、それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、小学校、中学校の閉校についてですが、安倍総理の発言は、あくまでも要請であって、法的な根拠はどこにもなかったわけでありまして。各地方自治体によって判断をして、要請であっても継続して、学校を閉鎖しないで授業をしたところもあります。これらの問題については、一律に対応するんじゃなくして、岩出市独自の判断もあってよかったのではないだろうかという気もいたします。これについて、横並びですということに対する問題について、どのように捉えておるのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、小中学校の開校の問題ですが、きょうの昼のニュースを見ますと、文科大臣が新学期から全国一律に開校するということが言われておりました。ガイド

ラインがあることはあると思うんですが、岩出市においては、新学期から開校するという体制がとれるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

それと、小中学校の閉校によって、要支援の児童の食事問題、それから両親が働いて家で、鍵っ子ですね、家でいてると。シングルマザーやシングルファーザーの子供さんにとっては、非常に大変なストレスもかかっておりまして、この問題について、具体的に詳細に学校現場において、教職員はやっておられると思うんですが、どういう手だてを今日までしてきたのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、最後になりますが、マラソン大会の中止による参加費用については、今のところ、記念品等については郵送すると。2,500円の部類については特産品をということではありますが、いずれにしても、参加費用を含めて、そこら辺の費用と収支をあわせて、もし残るようであれば、その分については全て参加費用で納めた人に対してお支払いをすると、返金するということが一番いいのではないかというふうに思います。

それか、今回の参加費用については、もう1点考え方としては、来年の参加費用については横滑りで受け入れるという自治体もあるように聞いております。ここら辺について、岩出市はどのようにされるのか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

質問中にありました、岩出市においても、いつ新型コロナウイルスの発生者が発生しないというか、そういう状況がわからない中で、まず機敏に対応できるのかという点と、あと危機管理計画をつくっているということであるが、具体的に示してほしいという、そういったご質問であったかと思しますので、そのご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中でもございましたが、岩出市におきましては、岩出市の新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。これの対策の目的と基本的な考え方を述べさせていただきます。市は、この対策の目的としては、感染の拡大を可能な限り抑制して、市民の生活、健康を保護すると。それと、医療提供のキャパをできるだけ守られるように、ピークをおくらせると、そういう趣旨で、国と県、事業者と連携、協力しながら、発生段階に応じた総合的な対策を推進していくということでございます。

今の段階では、岩出市内では、まだ新型コロナウイルスに感染したと確認された例はございませんが、これの予防策としては、先ほども言いましたが、手指消毒とか、個人の努力、これが一番であります。それと、集会等もできるだけ、今の段階は控えるようにと、そういったことで対策をしております。

それと、先ほども質問の中で回答させていただいておりますが、現在、岩出市では新型インフルエンザ等対策本部、これを立ち上げております。本部長が市長であります。副本部長は副市長、教育長、それと各本部員として、消防長及び各部長が入っております。

それぞれこの組織の中で、所管の業務を定めまして、情報収集等を行っているところでございますので、対応は機敏に対応できるものと考えてございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員再質問についてお答えします。

公立那賀病院の存続についてでございますが、先ほどの答弁にもございましたように、昨年9月26日に公表しました再編・統合の議論が必要と位置づけた公的病院の中に含まれてございませんので、存続という形になります。

また、マスクの備蓄等が少ないということですが、今回の新型コロナウイルスの感染者が日本で出始めました1月末に追加発注を行いました。入荷の見通しが立たないとのことで、現在の備蓄数となっております。今後も計画的に備蓄等を整えていきたいと考えてございます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず休校の件です。今回の全国一斉の休校要請、確かに唐突感あったことは否めません。学校現場や保護者にとって受けとめ方はさまざまであると思います。先ほども申しましたが、専門家会議において、ここ1週間から2週間、瀬戸際になるということで、ピークカットを目的に集団発生を防いでいくための措置として、一定の効果があるものと思います。

ただ、今回の判断が適切か過剰反応かということについては、現時点においては結論を出すことは難しく、収束を迎えた時点で検証すべきことであると思います。今、我々やるべきことは、感染の拡大防止と一日も早い収束でありまして、特に感染症の場合は臨機応変なスピード感を持った柔軟な対応が必要であると、このように考えてございます。

この対応においては、大規模なイベントなどの自粛も含めて、社会全体で対応し

ていかなければならないものと思います。

それから、開校についてということですが、今回示されるガイドライン、地域の実情によって対応が異なるため、きめ細かい指針を示したいと、こういうことでございますので、岩出市は岩出市の実情に沿った判断をすることになると考えてございます。

それから、教師、この間、どういう対応をしていたのかということでございますが、まず休業中の児童生徒の生活状況の把握についてですが、各小中学校では、電話連絡や家庭訪問による確認と宿題などのポストインを行ってございます。

また、教育委員会では、登校時のパトロールにかわり、午後1時30分から市内パトロール、青少年センターでは2時半から午後4時までのパトロールを行っており、3月11日には、岩出警察、青少年センターと教育委員会で市内のゲームセンターやカラオケ店など、パトロールを行っているところでございます。

それから、マラソン大会の件でございますが、来年度の出場権を与えるなどの措置というようなこともございました。この件についても、実行委員会の中でも検討したところでございますが、ほかのマラソン大会の状況を見ましても、やはり単年度決算でございますので、来年度に出場権を引き継ぐということは、どのマラソン大会も余りされてございません。来年へ引き継ぐということになりますと、申込金を担保しておかなければなりませんので、来年度は来年度で改めて募集をすることになりますので、そういう出場権の引き継ぎというのは難しいということから、記念品で返還するというように決定してございます。

それから、今回の返戻品でございますが、1,000円の部では、先ほど申しましたようなTシャツとタオル、ここに郵送料もかかってまいります。返還率でございますと112.8%、2,500円の部はTシャツ、タオルと特産品、そこへ郵送料もかかってまいります。これ返還率が約70%ということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、再質問で行ったんですが、ちょっと具体性がなかったんで、お聞きをしたいと思うんですが、小学校の休校、中学校の休校に伴って、まず第1点は、日中の子供の居場所の確保問題、これをどうしてきたのかということが問われていると思うんです。

2番目は、子供たちの食事確保ですね。

それから、3番目は、要支援家庭や児童への支援、ここら辺はどのように具体的

に今日までやられてきているのか。宿題等についてはポストインをしたということですが、それ以外の今申し上げた点について、再度お聞きをして確認をしておきたいなと思っております。

それと、那賀病院は、第二種という形で言われたんですが、實際上、集団発生した場合のベッド数は幾つ対応できるのかと。那賀病院でやるということらしいんですけども、那賀病院は幾らそういう重症者を受け入れるキャパというんですかね、あれがあるのかと、受け入れ件数があるのか、これについてどのようにつかんでおられるのか、これをお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 子供の居場所づくりということでございましたが、先ほど1回目で答弁させていただきましたとおり、学童保育を設置して、そこに誘導をしてございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再々質問についてお答えします。

先ほど教育部長のほうからも答弁もございましたように、学童保育ということで居場所づくりを行っております。なお、学童保育につきましては、通常、午後という形になってございましたが、1日延長して学童保育のほうを行ってございます。

また、那賀病院の病床数ですが、那賀病院は4床という形になってございます。

なお、学童保育の食事については弁当を持ってきていただいております。

○尾和議員 要支援児童に対する支援はどうしているかという答弁ないんです。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 要支援児童等につきましては、現在のところ、生活保護等、そういう問題等があるというふうなことは聞いてございません。

○尾和議員 そんなこと聞いてない。要支援者児童についてはどうされているのかと聞いている。全然やってないの。やってなかったらやってないで。

○前芝生活福祉部長 学童保育を利用されている方については、学童保育を利用してございます。

○尾和議員 学童保育で受け入れできない人があるでしょう。600人からいてるという、要支援者に対しては、それはどうされているんですかと聞いているんです。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えさせていただきます。

要支援とか、そういうことは全く関係なく、今のところ、学童保育において、今月は無料で、皆さん受け入れさせてもらっておりますので、特に要支援だからどうというような問題は起きておりません。ですので、要支援だから支援するとか、そういうことではなく、全希望者を無料で受け入れさせてもらっております。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、3番目のIR・カジノ誘致についてお聞きをしたいと思いません。

今、和歌山県知事は、カジノ誘致に向けてご熱心で、取り組みをされておりますが、この誘致には、私たちの血税が約七、八千万使われると言われております。過日、大阪の井上弁護士講演を聞いて、カジノに対する問題点を指摘をされております。カジノの百害いろいろという形で、刑法で禁止されている犯罪行為、カジノは賭博であり、賭博行為は、この日本の中では最高裁の判決で刑法で禁じられている犯罪行為であります。

青少年に与える影響についても、家族ぐるみでかかわるIR施設に公然と賭博場があることは、賭博への抵抗感を喪失させてしまい、青少年に悪い影響をもたらすことが言われております。人生は一変すると。ほとんどの人は巻き上げられて、飢えや借金に苦しむことになる。大王製紙の御曹司は100億円を巻き上げられ、一獲千金に人格が破壊された事件が過去発生しております。

不健全な成長戦略であると言われております。カジノは、賭博客の負け分が収益の柱となる。ギャンブルにはまった人や外国人観光客への散財に期待し、他人の不幸や不運を踏み台にするような成長戦略は極めて不健全であると言わなければなりません。

かけ行為は、国民所得の削減を意味します。何の生産物も生まず、お金と時間が吸い上げられる。ギャンブル依存症で悩む人たちは、ギャンブルをしたいという衝動を制御することができず、そのせいで借金をし、勤労しなくなり、社会生活上の問題が生じて、やめられないといった状態に陥るし、家族や周囲にいる人たちへの影響も大きい、そう位置づけております。さらに治安の悪化をさらけ出しております。

昨年1年間に起きたギャンブル絡みの犯罪が2,328件もあり、そのうちパチンコ絡みが1,329件、公営ギャンブル絡みが999件、2017年6月には、マニラのカジノで

発砲放火事件があり、36人が死亡しております。外国人賭博客に期待できないシンガポールやマカオのカジノ業者の収益の大半は中国富裕層の負け金であり、最近では中国の腐敗取り締まり強化で、さらに急減しており、そもそも中国や韓国では賭博を禁じており、日本のカジノでも勝ち金を受け取ると自国で処罰の対象になり得ます。韓国、米国では、カジノ設置自治体の人口減少あるいは多額の損失をこうむったという調査結果も出ております。

そこで、岩出市の基本的な考え方についてお聞きをしたいと思います。岩出市のI R・カジノの現状について、どのように今認識をされているのか、まず第1点お聞きをしたいと思います。

2点目は、和歌山マリーナシティへの設置は、県は推進をしているが、岩出市長としての見解を求めておきたいと思います。

3番目は、影響を受ける隣接する市として、どうこれに対して取り組みをしているのか、お聞きをしたいと思います。

青少年への影響はどのように感じておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、ギャンブル依存症への対策、対応について、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の3番目のカジノ誘致についての2点目、本市の見解はどうかについてをお答えをいたします。

I R誘致については、和歌山県が地域振興事業と掲げ、誘致に向けた取り組みを進めており、経済の活性化、雇用の拡大、観光客の増加等による地域活性化につながる事業であると認識はいたしてございます。しかし、現状は特定複合観光施設区域の認定までには至っておらず、隣接市の市長としての見解を申し上げる段階ではないと考えております。

今後、国から基本方針が公表され、それに基づき、和歌山県が定める実施方針が策定され、I R事業者の公募、選定、区域整備計画の作成と地域認定に向けた手続が進められていくものと思いますが、その推移を見守ってまいります。

その他のご質問につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の1点目、I R・カジノの現状認識についてお答えいたします。

和歌山県が I R を核に、県内を周遊し、長期滞在していただくリゾート型 I R の誘致を目指しており、国の基本方針の公表時期にもよりますが、春ごろまでに県が実施方針を策定して、I R 事業者を公募し、秋ごろには事業者を選定、その後、選定された I R 事業者と共同で区域整備計画を作成し、パブリックコメントの実施や和歌山市の同意などの手続を経た上で、県議会の議決後、国土交通大臣に認定申請の予定であると認識しています。

また、県では I R 事業用地を購入するため、12月議会で I R 事業用地売買の停止条件付契約の債務負担行為の議案を可決し、現在、和歌山マリーナシティ株式会社との仮契約が完了していると聞いております。

次に、3点目の影響を受けるのは岩出市であるが、どう考えているのかについてであります。和歌山県が I R 事業者と共同で作成する区域整備計画が作成されていない中、具体的な影響を把握するのは困難であります。

しかし、県の試算では、経済波及効果として I R 来場者数は年間約400万人、建設投資額約2,800億円、運営等による経済波及効果は年間約3,000億円、運営等による雇用創出効果は約2万人と算出されており、近隣市である岩出市にも I R による誘客効果や雇用創出効果が期待され、地域活性化に資する有効な手段であると考えています。

また、一方で懸念される社会的問題として、反社会勢力の介入や風紀への悪影響などの不安要素に対する対策につきましては、県において誘致が決定された場合、適切な管理と隔離で克服できるものであると考えております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 4点目の青少年への影響はどうかということですが、I R 整備法では、国が施設整備のための基本方針を定め、都道府県は国の基本方針に即した実施方針を定めなければならないとされており、県におきましては、先日までこの実施方針案についてのパブリックコメントを実施しております。現段階において正式な実施方針はまだできてございません。ただ、実施方針案においては、和歌山県は青少年の健全育成のため、依存防止に係る啓発活動、学校等での依存症予防教育、I R 区域や周辺商業施設における青少年の保護、育成等を強力に推進すると記載されており、また、国の基本方針において、事業者は I R 整備法に義務づけられている20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や20歳未満の者に対する勧誘の禁止等の措置を確実に実施するとされてございます。

いずれにしましても、岩出市は和歌山市に隣接しておりますので、県の実施方針

が策定された段階で何らかの動きがあるものと想定しており、本市としましては県の実施方針に基づき適切に対応してまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目の5点目、ギャンブル依存症への対策はどうかにお答えします。

ギャンブル依存について、市に相談があれば、岩出保健所や岩出市にある専門医療機関、岩出市障害者児者相談・支援センターと連携を図り、対応することとしています。

なお、岩出保健所では、月2回、医師による心の相談も実施しております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 ギャンブル依存症、カジノ誘致の問題については、今ご答弁、岩出市の考え方を聞きましたが、基本的に賛成だという姿勢で臨むということでしょうか。これについて確認をさせてください。

それと、今、ギャンブル依存症の問題も出ているんですが、カジノの問題については、ギャンブル依存症、マネーロンダリング、治安の悪化というのが、3点言われております。日本でのカジノ解禁によって、ギャンブル依存症の増加というのは目に見えております。日本では、既にパチンコ、パチスロ等によるギャンブル依存症に蔓延していると言われており、日本人の人口の3.6%、この方がギャンブル依存症であると医学的にも発表されております。

また、これはドイツが0.2、イタリアが0.4、カナダが0.9、スイスが1.1、フランスが1.2、オランダが1.9で、飛び抜けて日本のギャンブル依存症の疑われている人はいてるということでもありますので、ここら辺もやっぱりギャンブル依存症の問題について、真剣に取り組む必要性があると私は思っております。

現在、新たな問題として、カジノができるとさらに増加をするという問題もあります。現在、政府はカジノ解禁を機に、新たなギャンブル依存症対策というものを乗り出しておりますが、この依存症対策だけでは、根本的に解決するものではないと私は考えております。

また、マネーロンダリングにおけるこの問題については、違法な手段で麻薬取引や脱税、反社会的組織の犯罪など、得た資金の出所がわからなくさせ、不当な方法で得た資金を見せかけにする犯罪がふえると言われております。

このような状況の中で、今のカジノの問題で、韓国では釜山閉鎖後の発展のため

と言いながら、カジノ誘致をした結果、どうなっているのか。カジノ周辺、消費者金融、風俗店が建ち並び、カジノでお金をなくした人が周辺のサウナ等に住みつくカジノホームレスが急増していると言われております。この治安悪化に対して、韓国ではパチンコを禁止することと同時に、国内のギャンブル依存症患者が集中していることや、依存症対策が不十分であることなどから、さまざまな取り組み、問題を引き起こしておるということも、この治安悪化に絡めて知っておくべきであると私はそのように考えますが、岩出市の考え方についてお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

岩出市として、I R 誘致について、市は基本的には賛成かどうかという件であります。先ほど市長も申し上げましたように、国から基本方針が公表され、それに基づき、和歌山県が定める実施計画が策定され、I R 事業者の公募選定区域整備計画の作成と区域認定に向けた手続が進められてくると、こういうことではありますが、最終的には議会の皆様にもご意見を伺うことになることになると、このように考えてございます。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 再質問にお答えいたします。

当市といたしましては、立地市町村等に当たらないため、具体的な行動はできませんが、I R 事業者が決定し、県の区域整備計画が明らかになり、近隣の地方公共団体の意見を表明する機会があれば申し上げるべきことは申し上げてまいります。

ただ、この件に対しては、メリット・デメリットがありますので、慎重に市として対応していかなければならないと考えております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えします。

ギャンブル依存症関係についてですが、ギャンブル依存症は、ギャンブルだけでなく、依存の問題については専門家にかかわることが必要となってきます。保健所には精神保健福祉士等も勤務してございます。専門的な相談を受けることができます。さらに保健所から県の精神保健福祉センターにつないでいただくことで、回復に向け、認知行動療法を使った心理プログラムを受けることもできますので、市としても協力していきたい、連携をとっていきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 具体的に、そうしますと、提案がされたときに、そういう行動計画が出たときに、岩出市の態度を表明するということでしょうか。今聞きますと、慎重に対応したいということをおっしゃられておるんですが、基本的に、やはり I R ・カジノ誘致については賛成であるという理解でいいのかどうか、再度確認をさせていただきます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 市としての見解なんです、懸念される社会的問題などの対策につきましては、国・県において実施することが責務であると考えておりますので、今後、国・県の動向を注視しながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時40分から再開します。

休憩 (14時25分)

再開 (14時40分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 4番目、防災行政無線の問題点ということで、ご提案並びに質問させていただきたいと思っております。

岩出市の現行ある行政無線に関してであります、市民の声は、理解できないことがあると。その中でも、子供や岩出市に在住する外国人にもわかりやすい言葉で放送してほしい。また、平常時は聞こえても、昨今の機密性の高い住宅には、何を放送しているのか聞き取れない等々、困っている。今年度予算で計上されておりますこの改修であります、これらの全ての問題を解決するのでしょうか、疑問であります。

そこで、私は2点について質問させていただきます。

まず第1点は、市は今ある放送の現状をどのように認識しているのか、見解をお聞きをして、子供や外国人にわかりやすい言葉による放送をどのように心がけておられるのか、ご見解をお聞きをしたいと思っております。

また、2番目に、雨や風、反響して聞き取れない障害を解消するために、これにあわせて戸別受信機の全戸配布計画をすべきであるというふうに私は考えておりますが、この予算と計画についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の4番目、防災行政無線の問題点のまず1点目、子供や外国人にもわかりやすい言葉による放送ということで、現状の市の見解ということについてお答えをいたします。

現在の防災行政無線による放送は、平成30年度から実施している同報系防災行政無線デジタル化に伴う操作機器更改により、昨年8月から文字入力による機械音声放送を実施しており、正確かつ均一の内容での放送、発音の明瞭化や放送者の声質による聞き取りにくさの解消などに努めております。

また、平易な言葉を用いたり、文節ごとに区切った放送を行うなど、放送内容においても聞き取りやすさの改善に努めております。

外国人の方に向けては、現時点で市内放送は外国語に対応しておりませんが、防災関連情報については、市ウェブサイトからも発信しており、自動翻訳機能を利用し、英語、中国語、韓国語に対応可能としております。

次に、2点目の雨風等で反響して聞き取れないと、そういうことでの戸別受信機の全戸配布の予算あるいは計画、そういうのがあるのかどうかということについてであります。気象状況などにより無線放送が聞き取りにくい場合なども想定されることから、災害情報等の伝達には放送内容を再度聞くことができる電話応答サービス、それと岩出市安心・安全メール、あるいは防災わかやまメール配信サービスなどの登録制メール、それと緊急エリアメールなどの強制配信を行うものや、市ウェブサイトやSNS等の複数の手段を用いることとしております。

戸別受信機につきましては、今申し上げました複数の情報伝達手段を用いていることから、現時点で全戸配布等の予定はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 聞き取りにくいという解消のために、行政無線が今年度予算で計上されておりますが、戸別受信機については、岩出市もご存じやと思うんですが、防災行政無線の戸別受信機等に関する地方財政措置として、緊急防災、減債事業債として、地方債の充当率は100%、それから特別交付金措置として、設置率に応じて70%を

国が面倒を見ますよということで、予算措置がされておりました、各地方自治体においても、これが集中豪雨等によって聞き取りにくいところに、各家庭に戸別に配布をして、そこから聞けるような状況をつくり出していくということで、戸別受信機の設置を国自体が推奨をしております。

そこで、岩出市においては、この事前調査のときに、予算と設置費用と合わせて幾らぐらいかかるのかと試算をしていただきたいということを申し上げておったんですけども、今の答弁では回答が漏れておりますので、再度お聞きをしたいと思っております。

あわせて、聴覚障害者、それから視覚障害者対応についての問題も含めて、どのように解決していくのか、再度ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、戸別受信機の設置費用等、防災行政無線のデジタル化を導入する際に検討したのかということでございますが、費用については、その当時、概算でいきますと、本体が5万円、アンテナが1万円、労務費が4万円、計10万ということで、1件当たり10万円程度の費用がかかるというふうな概算をその当時はしております。

○尾和議員 財政措置を利用するという考えはなかったのか。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

尾和議員の言われている財政措置を利用しての設置を検討しなかったのかということでございますが、これにつきましては、最初の答弁でもお答えをいたしておりますが、聞き取りにくい場合には、他の、現在は電話応答サービスとか、岩出市の安心・安全メールとか、そういった補完する情報伝達手段がございますので、特に財政面での検討というのもしてございません。

○尾和議員 視覚障害者、聴覚障害者の対応についてはどうなんですか。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再質問についてお答えします。

聴覚障害者につきましては、ファクスを利用して送らせていただいております。

なお、視覚障害につきましては、聴覚のほうはそのまま聞こえますので、無線と同じような形になります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 総務部長が答弁されました件なのですが、本体が5万円で、1万円と、1戸について10万円かかるという答弁をされました。私が各市町村の戸別受信機を設置している市の担当課に電話したら、本体自体は1万円で購入できますよと。購入できて、設置費用については業者が設置するので、大体1万円ぐらいかかるなど。全部合わせても2万円程度。岩出市の場合、岩出市の1戸当たりの金額としては、その程度やというように理解しておるんですけども、10万という金額はどこで出るのかようわからないんですが。

2回目の質問のときに私言ったんですけども、再度申し上げますと、地方財政措置として、本体と戸別受信機を一体で整備する場合、地方債として10%の地方債を充当することはできますよと。これは平成29年から平成32年度の事業として取り組みをしてくださいと。国も戸別受信機単独だけであれば、措置として70%の形でできますよと、国は出しますよという、お金を出しますよということですから、そういうものを利用して、放送だけで、行政無線だけで聞き取れないというところをカバーするためにも、この制度を利用して、なぜ積極的に取り組まないのかと。災害に対する取り組み姿勢を問われていると私は思うんですよね。再度答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

地方債を活用して、財源は充当できるということで、戸別の受信機を各家庭に導入する考えというのを検討しなかったのかというご質問であったかと思えます。

本市としては、まず、確かに気象状況により無線放送が聞き取りにくい場合、想定されるということで、ただ、その場合は、先ほどから申していますように、電話の応答サービス、あるいは岩出市の安心・安全メール、防災わかやまのメール配信サービスなどの登録制メール、あるいは緊急エリアメールの強制配信などでカバーできると考えておりますので、財源の話もそうですが、そういった代替の情報伝達手段を用いることができるので、全戸配布等は考えておりません。

それと、全戸配布という話であります。令和2年2月末で世帯数は2万3,298世帯、岩出市には世帯数ございます。尾和議員がおっしゃるように、1世帯2万円としても4億6,596万円かかるというような形にもなりますので、そういった点で検討はしてございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和議員。

- 尾和議員 5番目の質問をします。和歌山市の水道漏水事故、本市の対策はどうかということでもあります。

そこで、これは午前中の質問の中でもされておりますので、ダブるところについては省かせていただきたいと思います。この断水、中止によって和歌山市においては非常に市民に対する影響があったということで、多大な迷惑をかけ、申しわけありませんでした。尾花市長みずからが謝罪をして、報酬の減額を3月議会で提案して、それを可決しております。

そういうことにならないように、岩出市においても、和歌山市で起きた漏水管路事件に対して、十分そのことを岩出市も認識して、これからどうしていくのかということが問われているわけでもあります。

そこで、和歌山市の漏水時の原因は何であったのか、1点目ですね。

2点目は、本市で発生するようなことはないのか。

3点目は、古い老朽管の水道管、現在どれぐらいあって、それに対する事故対策の取り組み、漏水管の設置率は、午前中の中で言われておりましたが、それを変えるために年次計画をとってやる必要があると思うんですが、そこら辺について、取り組みの中でどうしていくのか、ご答弁ください。

- 田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

- 梅田上下水道局長 尾和議員のご質問の5番目、和歌山市の水道漏水事故、本市の対策はについての1点目、和歌山市の漏水時の原因は何かのご質問にお答えします。

和歌山市での漏水の原因として、報道でも示されているとおり、水道管の老朽化ではなく、埋設されていた2本の材質が異なる水道管が道路の振動等による沈下で接触し、異種金属腐食の現象により腐食したことが漏水の原因と考えられております。

次に2点目、本市で発生することはないのかのご質問にお答えします。

本市では、岩出市上水道工事設計基準書に基づき、水道管の離隔を50センチ以上確保して埋設していることから、今回の和歌山市における漏水事故のような事案は考えにくいと思われま。

次に3点目、古い水道管は現在どのくらいあるのか、及び事故対策の取り組みはどうかのご質問にお答えします。

本市においては、アセットマネジメント計画により、法定耐用年数の1.5倍の60年まで使用するものとして延命を行っています。市で位置づけている60年を超えた老朽管はございません。本市では、漏水事故を未然に防ぐため、毎年、専門業者による漏水調査を実施し、早期に修繕を行っています。また、石綿管については、平成19年度に改修を完了しておりますが、古い開発地の中の移管された水道管では漏水が懸念されるため、引き続き調査を行ってまいります。

なお、毎月、事業部と連携し実施している道路パトロールにおいても、漏水の早期発見に努めております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、水道管について、法定耐用年数については約40年だということを言われながら、1.5倍の耐用年数があるということをおっしゃっておりますが、水道管の法定耐用年数というのは40年と一応決めておるわけですから、40年を超える水道管については、順次替えていくという事前事前の取り組みが必要であろうと、私は考えております。

和歌山市と同様のことは起きないということではありますが、全然ゼロかということ、そうでもないというふうに私は認識しておりますので、ここら辺についてどうしていくのか。今後、老朽管の問題については、年次別に計画を立てて、新しい水道管に替えていくという計画はあるのかなのか、これについてお聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、先ほど申し上げました水道管の40年ということですが、これは法定耐用年数は40年とされていますけれども、この40年というのは、地方公営企業法に基づく固定資産の減価償却に用いる年数でございます、実際にはそれ以上の耐久性がございます。

このことにつきましては、厚生労働省の示す管路更新基準となる実使用年数により、管種等を勘案して、60年を実質的な耐用年数と想定してございます。

また、岩出市では、和歌山市で起こったような異種金属腐食を起こす可能性があるところにつきましては、既に絶縁性の被覆を行っております。

それと、更新の計画につきましては、アセットマネジメント計画に基づきまして

更新を行ってまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 更新計画については、今後やっていくということではありますが、具体的に更新計画の内容についてご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

アセットマネジメント計画で、水道管の布設時期が重要度等により優先順位を定めており、順次改修を実施してまいります。現在においては、主に下水道事業に伴う移設工事により、配水管の更新及び耐震化を進めてございます。

令和2年度において、アセットマネジメント計画に基づき、基幹管路の基本設計を作成し、中長期の財政支出の見通しを立てまして、計画的に更新を行ってまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 最後になりますが、子育て支援について、今回は質問させていただきたいと思います。

中でも、今回、多胎児、児童への支援についての件であります。

最近、痛ましいニュースで、昨年、2018年の1月16日に、愛知県の豊田市で生後11カ月の三つ子の次男を床にたたきつけて死なせたという。その後、30歳の母親に傷害致死の罪で懲役3年6カ月という実刑判決が言い渡されております。その後、控訴をしておりますが、その中で、野村裁判長の判決理由は、生後わずか11カ月の無抵抗、無防備の乳児を1メートルを超える高さから強い力でたたきつけ、生命身体に対する危険性が高く、悪質と指摘をして、次男らの鳴き声に対するいら立ちをぶつけたという動機はまことに身勝手に、しかも過剰な反応として、一方で、被告は鬱病に罹患している中で、負担の大きい三つ子の育児を懸命に行っていたとも述べております。

豊田市の事件では、母親は、2017年に不妊治療の末、三つ子を出産し、妊娠期には夫婦そろって市が主催する育児教育に通い、夫は半年間の育児休暇を取得するなど、育児に向き合おうとする様子がうかがえていたと言われております。

しかし、三つ子の育児の負担は過酷だ。母親は三つ子に対して、毎日24時間以上、ミルクをあげており、1日1時間も眠れない日が続いておったと言われております。そうした母親を継続的に支えることができる人は周囲にはいなかったと言われております。夫はおむつ替えに失敗したり、子供をうまくあやせなかったりしたため、次第に耐えることができなくなったという。実家の両親も祖父母の介護に追われ、この育児支援にまで手が回らなかったと言われております。

事件を防げたかもしれない場面もあった。2017年の5月、三つ子の母は、豊田市が実施した3・4カ月の健康診査の際、問診票の子供の口を塞いだという欄に印をつけていたと言われております。また、長男の背中にあざが見つかった。いずれも担当の保健師や医師が母に事情を聞いたものの、虐待と断定できる根拠はなく、行政が家庭に介入することはなかったと言われております。

そこで、多胎児にスポットを当て、私たち市民派の近畿圏議員協議会の中で取り組まれておりましたので、この問題について、岩出市においてもどうしていくのか、聞いておきたいと思っております。

最近、双子のお子さんを育てている方に、子供玩具店でお会いし、話を聞きました。まことに大変な子育てだなと、そのように私も感じております。そういう中で、岩出市において、この支援の現状と今後の対応について、どうすべきかを質しておきたいと思っております。

まず、産後支援についてであります。岩出市ではどのようにされているのか。

多胎児出産の岩出市における状況はどうか。その支援についてどうされているのか。

3番目に、当然、多胎児の乳児を育てるためには、男性の協力は不可欠であります。その育休について、どのように認識をされているのか。

これについて質問をいたします。ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の6番目の1点目、産後支援についてにお答えします。

昨年4月からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築しているところであります。産後の支援に関しましては、産婦健診を産後2週間、産後1カ月の2回実施しています。また、産後ケア事業として、出産後、家族などから支援を受けられず、体調や育児に不安の

ある産婦が安心して子育てができるように、訪問型、デイサービス型、宿泊型を実施しています。訪問型は、助産師と保健師による訪問指導、デイサービス型は、医療機関、これは産科であります、での母乳相談や母体の精神的な休養の場の提供であり、宿泊型は、医療機関、同じく産科に、母子で宿泊し、母体管理や生活面の指導を行うものです。

2点目、多胎児出産の現状と支援についてにお答えします。

多胎児出産については、平成29年度で双子が2組、三つ子が1組、平成30年度で双子が4組、今年度で双子が3組、生まれております。妊娠中から医療機関と連携をとり、妊娠6カ月で電話連絡し、必要であれば助産師と保健師のペアで訪問しております。その後、妊娠8カ月でも電話連絡と訪問により支援をしております。出産後も引き続き医療機関と連携し、早期に訪問による支援をしております。

次に3点目、男性育児休暇の取得についてですが、市民の状況については、昨年度実施した第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の結果によると、育児休業制度を利用した父親は3.4%となっております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 そこで、これ多胎児出産の問題についてですけれども、なぜ多胎児出産が多いかという背景なんですけれども、不妊治療とかそういうことで、婚期が遅くて、高齢者が出産しますと、人口比で占める厚生労働省の発表では、40歳から44歳で2.71%、30歳から34歳では2%ぐらい、100の出産があれば2人ぐらい、それから45歳では5組程度、まあ6組ですね、5.95%ですから。そういう背景があって、双子の赤ちゃん、三つ子の赤ちゃんが出産をしているということやと思うんですが。

今、部長のほうから、子育てに対する申し入れの取り組みなんですけど、これ枚方市の私の知っている議員のほうからいただいたんですが、枚方市のほうでは、多胎児出産においては、申し込みをして、その後、育児援助、乳あげたり、おむつの交換やったり、沐浴したり、育児援助等、家事援助という形で食事の準備、片づけ、居宅等の掃除、整理整頓、衣類の洗濯、補修、生活必需品の買い物、日常的な家事等をしていると。1回2時間で無料として、支援制度があるということであるんですが、今の答弁では、そういう制度は、岩出市には、言っていたらやりますよということじゃなくして、具体的に、そういう育児支援、家庭訪問事業という制度が構築されているのかどうか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、2点目は、同じく、子育て家庭の支援の1つとして、ファミリーサポ

ートの利用についても取り組みをしておられます。

それから、3点目は、保育所入所の際に、多胎児を育てる親の負担や多胎児だからこそある子供同士へのつながりを絶つようなことのないよう希望されている家庭が、なるべく同じ保育所に通うことができるように、利用調整の際の加点を追加すべきだということで取り組みを実際にされておるんですが、岩出市では、そういう具体的に取り組みはされているのかどうか、ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、枚方市でやっているような多胎児の出産したときの育児援助、家事援助みたいな制度があるのかということなんですけども、養育支援訪問事業という形で、現在、生活支援課のほうで対応はしております。

それから、ファミリーサポートセンターにつきましては、岩出市の委託先がございますので、利用していただくことはできます。

あと、多胎児についての同じ保育所にするのかとかというお話ですけども、先ほど申し上げましたように、多胎児の数がそんなに大きな市ほど多くはございません。同じ保育園にするとかというようなことはしておりませんが、先ほど、部長のほうから答弁ありましたように、多胎児の子育てというのは非常に大変ですので、保健師がその都度連絡をとって、産前から訪問しているような形でケアをとっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、課長が答弁いただきましたが、支援なんですけども、時間とか、無料なのか、有料なのか、こちら辺については、1回何時間を想定されておるのか、こちら辺については具体的に岩出市はどうなっていますか、ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えします。

済みません。生活支援課のほうでやっておるもので、あれなんですけども、養育支援訪問事業につきましては、家庭相談員が行っておるんですけども、訪問については無料なんですけども、事業については一部有料というふうになっているそうです。それと、時間については2時間です。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市来議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス対策についてです。

先ほど、尾和議員のほうからも質問がございましたが、私の視点でこの問題について質問を行いますので、答弁をよろしく願いたいと思います。

状況が日に日に変わっていく中で、行政としても情報収集に努力されているところだと思います。その情報をもとに、対策・対応を具体的にスムーズに実行できるようにすることが、市民の安心・安全にもつながります。

市としての対応には限界もあると思いますが、国・県との連携を強め、そして、できる限りの対応を求めるものです。市民の命と暮らしを守るために、ぜひ国や県にも声を上げていただきたい。そして、私たち日本共産党としても地域の実態に合った声、要望を国や県に上げてまいります。

新型コロナウイルスが発生し、岩出市でもどのように対応しているのか、また、どのように対応するのかは、市民にとっても知りたい情報の1つでもあります。私は、新型コロナウイルス発生後、岩出市としてどのような対応をしていくのかということをお聞きしたところ、新型インフルエンザ等対策行動計画をもとに進めると伺いました。

そこで、コロナウイルスに対する市の対策と今後の対応について、お考えをお聞きいたします。

2つ目は、子供たちへの対策と対応について。

3つ目は、公衆衛生上の緊急事態による影響を受ける諸産業の現状認識と対応はどうか。

4つ目は、当市での観光産業、地域経済の影響についてお聞きをいたします。

5点目は、岩出市のインフルエンザ等対策行動計画は生かされているのかをお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員ご質問の1番目の新型コロナウイルス対策についての1点

目、市の対策と今後の対応について、及び5点目、岩出市インフルエンザ等対策行動計画は生かされているのかについて、一括してお答えいたします。

先ほど、尾和議員への答弁にもございましたが、市では新型インフルエンザ等対策特別措置法、国及び県の新型インフルエンザ等対策行動計画において示されている基準事項等を踏まえ、新型インフルエンザや病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症に対応するため、平成27年4月に、岩出市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。

今回の新型コロナウイルスへの対策についても、本行動計画に基づき、2月12日に第1回の岩出市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催し、以降4回の連絡調整会議を開き、2月26日の首相のイベント等についての要請に鑑み、岩出市における対応方針を定め、国の動向を見て、随時見直しを行っております。

また、政府から全国の小中学校等への休校要請が出されたことを受け、3月2日に岩出市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市の行動計画に基づき、各部署の連携を図り、情報収集等の対応を行っております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目の2点目、子供たちへの対策と対応についての学童保育における安全対策についてですが、国からの通知等に基づき、安全対策の徹底を図っております。まず、子供への対策としては、預かり前の検温、手洗い、うがいの徹底、手指消毒用アルコールによる消毒を行っております。また、学童保育中は、できる限り子供同士の距離をとる工夫や戸外遊びをふやすなど、感染予防に努めております。

指導員についても、出勤前の検温、手洗い、うがい、手指消毒のほか、マスク着用の徹底を行っております。

環境面については、小まめな換気とドアノブ、机、玩具、本などのアルコール消毒を行っているほか、消毒用噴霧器を購入し、各学童保育教室に設置しております。

今回の休校措置により、保護者が労働等により昼間、家庭にいない、特に小学校低学年の子供については、学童保育が重要な居場所となりますので、今後も国・県等の指導や助言を参考に、安全対策の徹底に努めてまいります。

次に、3点目についてですが、医療機関につきましては、地域の中核病院である公立那賀病院に対策を確認したところ、来院患者には発熱の有無を聞き、トリアージを行い、必要であれば別室での診察を行っており、さらに入院患者への面会制限も行っているとのこと。また、那賀医師会に確認したところ、市内の病院や診

療所についても、県からの通知に従い、それぞれで対策を講じているとのこと。

介護施設の現状につきましては、市が指定権限のある介護施設等に対しましては、国が示す対策の徹底について、定期的に通知による周知を行っているところです。県の指定している施設については、県から通知してございます。施設の対応状況については調査は行っておりませんが、機会あるごとに現状について聞き取りを行うようにしています。それぞれの施設において、感染症対策に努められており、マスク等につきましては、在庫をやりくりして対応しているところが多い現状です。国は介護施設等に対し、マスクを配布予定としておりますが、配布数の詳細等につきましては示されておられません。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 市来議員、2点目の子供たちへの対策と対応ということで、小中学校の児童生徒への対策と対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染者が全国的に拡大している現状が続く中、和歌山県内において、本日、現在で17名の感染者が発表されており、1名の方が亡くなられてございます。

そんな中、2月27日、安倍総理みずから3月2日から春休みまでの期間、全国の小中学校の臨時休校を要請するという発表がございました。この緊急要請を受けて、県教育委員会から同様の措置を求める要請があり、岩出市教育委員会としても要請を受け、さまざまな角度から検討した結果、3月2日から3月24日までの間、全小中学校の休校を決定してございます。

休業中の児童生徒の生活状況の把握につきましては、学童保育に来ている児童については、教師が出向いて確認していますが、学童保育に来ていない児童及び生徒については、各小中学校において電話連絡や家庭訪問による確認を行っております。また、教育委員会としましても、これまで登校時に市内パトロールを行ってまいりましたが、休校になってからは、毎日午後1時30分からパトロールを行っているところであり、また、青少年センターでは、午後2時30分から4時までのパトロールを行っております。また、3月11日には、岩出警察署、青少年センターと教育委員会合同で、ゲームセンター、カラオケ店、ボウリング場等のパトロールを行ってございます。

保護者の皆様に対しては、休校決定後の2月28日付で一斉休校について通知するとともに、連絡事項として、規則正しい生活を心がけるとともに、日々の健康管理を適切に行うこと、適切な栄養補給と休息をとる、人込みを避け不要不急の外出を

控える、学童保育の案内等について通知してございます。

また、休校して10日が過ぎた3月11日付で、不要不急の外出を控え、規則正しい生活を送るとともに、家庭学習に励むこと、軽い風邪症状がある場合は外出を控えることなど、感染予防に十分注意することを通知してございます。

教育委員会としましては、引き続き国・県の動向を見据え、児童生徒の安全面を第一に考え、必要に応じた対応をまいります。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 4点目、本市での観光産業、地域経済の影響について、お答えいたします。

先ほど、尾和議員のご答弁と同様になりますが、観光面として、市が所管する観光施設2カ所の道の駅では、前年度1月、2月、3月の状況と比べて、来客数では、現在のところ特に大きな影響を受けている状況ではございません。

また、商工面におきましては、市内商工業者の状況について、常に岩出市商工会と情報のやりとりを行っているところ、一般的な話として、市内宿泊施設において、外国人の予約が全てキャンセルとなり、宿泊客が激減していること、市内飲食店等においても、通常時よりは来客が少なくなっているということは情報として得ておりますが、具体的な数字については商工会でも把握しておらず、報告も受けておりません。

今後も情報収集に努め、対策にあつては、国・県の方針に従い、迅速に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず、学校の問題です。2月27日、安倍総理は、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休校を行うよう要請しますと発言しました。国民に伝わったのは午後6時のニュースでした。2月28日の文部科学省事務次官通知が出されていると思います。通知には、臨時休業の期間や形態については、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありませんと書かれています。大臣もこの通知と一致する見解を国会で繰り返し答弁されました。3月10日の記者会見でも、同じくあくまでも設置者の判断を尊重したいと思っておりますと言っております。

市は、総理大臣の発言を受けて休業とされておりますが、これをどう評価していくのか。今すぐ評価はできないというふうに、多分思われますが、今後、この問題

がおさまってきたら、あのときの休業は一体どうだったのかというのが、必ず評価できる問題となる点があると思います。それは今後に生かすためでもあり、それになってくるからです。今後、休業したことについての評価というのを、またやっていく、行う考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

続いて、学校休業によって学童を午前中から開設することになりました。子供たちの安全性、学童の指導員の安全性については、こちらのほうでは徹底されていると。ところが、学童では1メートル以上、子供たちの間隔をあけなさいだったり、もちろん突然の休校だったこともあり、指導員全ての方に徹底した感染症予防の形が通達できたのかというところに心配があるんです。それについては対策は徹底して、今現在も行われているという状況でいいのかどうかということをお聞きをします。

本日、先ほども言われました、文部科学大臣が発表しました。萩生田大臣が、原則として、学校再開されることとなると。この通知を受け、岩出市として、今後どうするのか、改めてお聞きをしたいと思います。

次に、子供たちにとっては、急な学校の休業によって長い期間の休みとなったわけですが、大変、子供の中には混乱を生じている可能性もあります。家庭の状況によっては、精神的、身体的な変化が見られる場合もある。こういった対応すべき学校再開に向けた対応策、今後どのように講じていくのか、この点をお聞きをいたします。

続いては、厚生労働省の計算式をもとに、朝日新聞が掲載したものですが、和歌山県の1日当たりのピークは、外来患者3,300人、入院患者1,900人、重症患者60人です。患者数のうち1%の致死率がある場合、和歌山県では約66人程度亡くなることとなります。日本の現在の致死率は2%ですが、サンプル数が少ないので何とも言えません。アメリカの研究者は、致死率1%という見解を出しています。しかし、これも何とも言えません。ただし、罹患者のうち何人かは亡くなることは、はっきりしているということです。

厚生労働省が明らかにした患者数3,300人が和歌山県で発生した場合、全員を入院させることは不可能です。入院は1,900人という数値も実現は難しいと思います。現在、入院できるベッド数は、国が県ごとに明らかにしホームページで公表していますが、和歌山県では、現在、新型コロナの入院のベッド数は何床確保されているか、ご存じでしょうか。この点をお聞きいたします。

次に、3月18日に和歌山市の職員の方々が感染が1人発覚されました。翌、次の

日にも同じ市役所の同じ階にある同じフロアで働いていた方が感染が確認されたということが報じられています。そうした意味では、岩出市の職員の方々の中にも、コロナがいつ発生するかという状況がわからないんですが、そうした場合、やはり市の職員、庁舎内の混乱、また市民のサービスへの影響というのが出てくるかと思っています。その辺を具体的に、市も想定内をして、どういう対策をとろうとするのか。どういうふうにやっっていこうという想定がされているのか、この点をお伺いしたいと思います。

次に医療機関の実態をお聞きしました。那賀病院の機関で、入院患者の対応だったりという話をされたんですが、ちょっと先ほども出たように、今、私がよく聞くのは、医療機関にマスクがないという話をよく伺います。先ほど、市がサージカルマスクが、今現在、備蓄が1,450、私、物すごく少ないなという実態が思ったんです。というのは、有田市なんかでは、備蓄が16万8,000枚から備蓄されていて、そうしたものを配布して、医療機関に配ったり、妊婦中の方々に配ったり、これは国から、発生しているんで、という部分があると思うんですが、マスクの備蓄というのは、もうちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと。

今、発注している。もちろん全国で発注されているんで、ないのは当然ですけど、なぜふだんから備蓄が必要なのかというと、災害が起こったときに、例えば、それが避難所で生活をするに当たっては、必ず全国で避難所生活された方に起こっているのは、やっぱり感染症なんですよ。そのためにマスクを市が備蓄しておくことによって、例えば、避難所にいる方々にという部分で考えれば、マスク数をもうちょっとふやしてもいいんじゃないかと。

例えば、ほかの市の状態では、医療機関がマスクが足りないというところには、市が積極的にそういうところを出して、そして市民の生命を守る。診察ですよ、ふだんの診察もあるんで、そういうのをやっています。

N95マスクが3,390あります。例えば、N95マスクというのは、多分、医療機関で働いている方やったらご存じだと思うんですが、最強のマスクで、感染症には先生方が必ず移らないためにするには必要なマスクです。これだけの備蓄があるということで、先ほど言われたマスクの状況についても、しっかりと地域の医療機関の現状をつかんだ上で、必要ならば、今後、PCRの検査がどう広がっていくかというのも可能性としてあるわけですよ。その中で、N95マスクが足りなくなった場合に、岩出市としても、そのマスク、提供することができるのかどうかも含めての検討はどのようになるのか、その辺をお聞きをしたいと思っています。

観光・地域経済の話をお聞きしました。私は、積極的に岩出市の現状の中身をぜひ掌握してほしいと思うんです。というのは、働いている方々がおられる中で、働いている方々の賃金が、休みになったり、仕事がなくなったことによって給料がもらえないとか、そういう実態が起これば、必ず生活に直結する問題です。何が対応できるか、何を対策できるのか、国に県にどう声を上げるのかというのは、自治体が積極的にそういう声を拾い上げなければできない問題だと思います。

そういう意味では、地域経済の問題をもっともっと積極的にそういう報告が上がってないのではなく、どういう状況かというのを捉えてほしいんです。というのは、やはり隣の紀の川市などでもそういった情報をつかまえ、積極的に反映できるように情報をとっているという現状もありますので、その点について、ぜひお願いしたいと思います。

次に、行動計画について、岩出市としては、これでやっていくんだということがありました。この冊子の中身、読ませてもらいましたが、コロナウイルスに対してはとても有効ではないかというふうに感じています。この基本的な中身を今度は具体性に加えていくことによって、大きな混乱が生じてはいかないのではないかと受けとめます。

計画の中にもある感染拡大を可能な限り抑制し、市民の命及び健康を保護すること及び市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを達成するための戦略を実現する具体策について、1、実施体制、2、サーベイランス・情報収集、3、情報提供・共有、4、予防・蔓延防止、5、医療、6、市民生活及び市民経済の安定確保などなどが多岐にわたって書かれているわけなんですけど、その中の医療についてお聞きしたいと思います。

まず、計画上では、岩出保健所内に設置される帰国者・接触者相談センターほか、市役所内や総合福祉センターにも相談窓口を設置し、市民の不安や相談に答えるためのその周知を徹底するとあるが、相談センターの開設はされていますでしょうか。というのは、私のところにも、コロナウイルスが発生してすぐですかね、発熱が出たということで大変不安に感じておられる市民の方からの連絡がありました。もちろん接触者外来に電話することを訴えましたが、そこでは何も対応が大変悪かったというご指摘をいただくような不安の声をいただいたわけですよ。

そういう声を全部市が拾い上げながら、それを県に上げる、国に上げるということをして窓口の1つとして、私はやる必要があるのかなと。だから、開設はどうか、やっているのかどうか、お聞きをいたします。

次は、計画の中の情報提供・共有の点で、地域経済への対応策は先ほども言いましたけど、今、国では学校がお休みになって、仕事を休まなければならなくなった保護者に対する支援策だったり、県でも収入が少なくなった方への制度、失業された方向けの制度だったり、休業された方向けの制度だったりというのを実施することになりました。情報提供、これ的確に受けようと思えば、やはりどんな制度なのかじゃないですけど、相談、市民の方が該当するのか、事業所が該当するのかも含めて、やっぱり市としての情報提供できるような対策、新型コロナに対する生活支援窓口や相談受け付け、こういったことを行うサポートづくり、サポートできる仕組みが必要ではないかと考えます。

こういう経済対策を国からおりてきたり、県からおりてきたことに対して、しっかりと市がこういった情報を提供する場を与えるために、そういったサポート事業、支援窓口というのはいできないものか、そういう取り組みを必要と考えますが、それについてどうか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

先ほど尾和議員の質問にもお答えしましたが、休校の判断が適切であったのか、過剰反応であるのか、これ現時点では結論を出すことはなかなか難しいと思います。したがって、収束を迎えた時点で検証すべきであると、このように考えております。

それから、検証、評価というお話がございました。当然、今回、感染症が発生した段階で、例えば、教育委員会、いろんな対応してございます。これについては、今後に生かすということで、特にイベントにつきましては、リスク評価というのをやっております。このイベントはこうこうこういう、例えば参加者が何人である、場所はどこである、換気性、通気性はどうか、そういう評価を行って、後々、保存していこうと、こういうことをやっております。

それから、児童生徒の個々の状況でございますが、今、特にこの児童が、生徒がどうであるというような情報は入っておりませんが、学童保育に来ている児童については、教師が出向いて確認をしています。学童保育に来ていない児童生徒については、各学校において電話連絡や家庭訪問による確認を行っているということです。

いずれにしても、個々の問題につきましては、今できること、もしあれば対応してまいります。学校が再開した段階で、それぞれの課題としたいと思っております。

それから、4つ目に、再開についてどう考えるのかということでございましたが、

今週中に政府のガイドライン示されると思いますので、このガイドラインに基づいて、岩出市の現状に合った対応をしてまいりたいと思います。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員、再質問にお答えいたします。

学童保育の安全対策等につきましては、先ほどの答弁でもございましたように、徹底した消毒等の指導等は行っておりますので、今後も引き続き徹底した安全対策の指導を行っていきたいと考えてございます。

続いて、和歌山県のベッド数ということなんですけれども、現在、第二種感染症指定医療機関の病床数、和歌山県内では30床という形になってございます。ただ、今回、新型コロナの発生した段階で、一部和歌山市において増床したということは聞いてございますが、正確な数字については、現在持ち合わせてございません。

それから、マスクの備蓄数についてですが、先ほどの答弁もございましたように、1月の段階で少ないということで発注をかけましたが、現在のところ物が入ってこないということで、現在の数になってございます。

ただ、先ほども言いました、マスク、N95については、一部、希望があれば配布できるかと考えてございます。今後も備蓄数等については、計画的にそろえていきたいと考えてございます。

続いて、相談センターの窓口、開設しているかということなんですけれども、相談センターとしての窓口は、現在、開設はしてございませんが、問い合わせ等あった場合には、関係機関、保健所等に連絡したりということで、連携をとって相談に応じておるということでございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

市の職員において感染者等が確認された場合の具体的な対策等、考えているかどうかというご質問であったかと思えます。職員に感染が確認された場合は、保健所による濃厚接触者の確認などの疫学的調査への協力、それと指定範囲の消毒の実施などを行うこととし、保健所の指導に基づき、職員の感染予防対策を行い、速やかに通常の業務体制をとれるよう、対策を実施したいと考えてございます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

地域産業や地域経済への影響についての対策はにつきましては、国からは事業者向けの情報も提供されており、事業支援としてセーフティネット、融資保証枠の拡

大や要件緩和、小学校等が臨時休校となったことに伴い、子供の世話をする必要のある労働者に年次休暇と別に有給休暇を与えた場合の企業に対する助成金の交付、テレワーク導入に係る支援策など、関係省庁において、さまざまな支援策が実施、検討されているところであり、市としましても、国、県とともに、これらの支援策の実施に向け、引き続き情報収集に取り組んでまいります。

続きまして、商工関係の問い合わせとか窓口についてですが、県の商工観光労働部で、県内事業者を対象として、総合相談窓口・融資制度・経営相談・労働相談の窓口を設置しております。

また、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び公益財団法人わかやま産業振興財団においても、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しております。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず、相談センターですね、開設していませんというふうに答えられたと思うんですが、計画書に基づいて、計画書を生かしてやっているというのであれば、私はあるべきものではないかなと思ったんですよ。もちろんインフルエンザと違いますよ。コロナなんですけど、発生した場合は、岩出市民の不安や相談に答えるために、その窓口を設置するというふうになっているんですよね。実際、市内で出てないから、すごい他人事というか、そんな感じでしか受けとめられない。先ほどの行政の中でかかったらどうなるかというのも、ありきたりな対応、具体性が無いなど、すごく実感として思うんですね。

もちろん当たり前ですよ、保健所の指示に従って、やることって。違うんですよ。職員、大事にしないといけないことと及び市民だってサービスにかかわる大きな問題となるわけですよ。そこをどう受けとめているのかなというのがあるんやけど、それについてはちょっとまた後で。

相談ですね、なぜ相談窓口を置かないんですか。相談窓口を置くことによって、例えば、生活が大変になった方だってあらわれるかもしれません。なぜなら、少なくとも経済活動が弱まっている事業だって、かなりあります。実は私の中で相談があった中には、働いているところが、実際にはイベントを縮小されたために、イベントで使うものが発注が激変したと。そういう問題が実際起こってきているとか、そうなれば、生活に直結する問題であったとすれば、そういったしんどくなった場合、どこに相談行ったらいいのよというのも窓口もない。ましてや、熱が出たとき

に、こういう対応された、どうしたらいいですかと。やっぱり直接多くの方は、市民の窓口相談されると思うんですよ。

やっぱりちゃんとそういう不安に応えることが市の役割ではないかと。適正にそういう声を拾い集めて、その方に対してきちっとした対応をすること。そして、そうした声を反映できるようにする。その意味で窓口というのは大切だと私は考えています。

一つもそういった声を拾おうという意識がないんでしょうかというところに、物すごく不安を感じています。やっぱり市民のしっかりとした考え、思い、不安を聞いて、それを国に上げていく何なり、ましてや岩出市として独自の施策が必要であれば、そうした声をもとに、独自の施策を、対策をとっていかなければならない、そういったことではないでしょうか。そういう意味で、窓口は設置する必要があると思います。

和歌山県で確保されているベッド数は、現在、これ58床です。これ県に問い合わせました。全国では5,696床です。和歌山県に聞くと、県は1日80件の行政検査を実施しています。3月末もこの体制です。和歌山県は、現在、肺炎検査で感染者を発見し、発見したら濃厚接触者のPCR検査を行い、感染拡大を徹底的に防ぐという方針で、今動いています。そのために58床のベッドを活用して、全感染者を入院させ、治療を行っています。さらに、今、一般病院の一般病棟でゾーンを分けて、ベッド数を確保するよう要請しているとお聞きをしています。どれだけのベッド数が確保できるか、まだ数値は明らかになっていません。

市の行動計画の中にも患者が増加した場合、どうするべきか。計画を策定していく必要があると書かれております。感染爆発に備えた対応を具体化することが必要です。感染が流行して、感染経路が特定できなければ、新たなステージに基づく新たな対応が必要になります。その際は、肺炎になる患者を重点的に治療することになり、軽症の方は自宅で2週間療養する、こういうふうになってくると思うんです。そうすると、家族全員が感染する可能性も出てくる。その場合はお弁当や救援物資の支給、水の配給など、どういったことが支援ができるのか、考えられるのか。このことは新型インフルエンザの計画にも書かれています。

この段階になると、例えば、そういった対策を細かく打っているのか。計画書にはあるけど、いざなったときに、さあどうするねんという話ではなく、どういった対応をしていくのか。そういったことも、ほかの市ではきっちり、お弁当を支給することにしましょうとか、そういうのをきちっとやっているんですよ。

また、今度は保険税のことなのですが、例えば、蔓延、たくさんパンデミックが起こって、感染症が広がってきた場合、保険税の減免だったり、国保の資格証明書の発行停止やったり、短期保険証の無条件切りかえ、保険税の徴収猶予など、さまざまな対策が必要になってくると思うのですが、こうした具体的な計画もあるのか、同時に。保険証がなければ病院に行けないというのではなくて、やっぱり感染が広がってきたときには、そういう症状があった場合には、すぐに行ってもらわなければならない。その場合は、一体どうなるんやということが想定されているのかどうか。こういうことも必要ではないかと考えます。

対策の基本には、二つの柱があって、これは国民的合意を既に得られていると思いますが、一つは、医療的な対応、もう一つは、国民生活支援についての対応です。どうして国民支援の政策が重要なのか。ここを捉えていただきたいと思っています。重要なのは、なぜ国民生活を守る必要があるのかという点、都市機能が破壊されたら、住民の健康と命が守れなくなります。この点を肝に銘じていただきたい。都市機能が破壊されたら、健康と命が守れなくなります。これを避けるために、国民生活を徹底的に守る必要があると考えます。こうした点をどのように理解されていますでしょうか。

住民の命と健康を守るために、ぜひ国、県に、岩出市の実態をつかんだ上で、必要であれば声を上げていただくとともに、積極的に岩出市独自で実情に合った財政措置を今後必要であれば行っていくのか、この点を最後にお聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、相談窓口の必要性、行動計画の中でというお話もございました。確かに、行動計画については、新型インフルエンザの対策が基本であり、今は新型コロナウイルスが出てきているという状況で、それについては、基本的な方針が行動計画に基づいて行いますが、個々の具体的な取り組みについては、その都度、対策本部なり、調整会議なりで調整をしているところです。

それと、相談窓口の開設、あえて市のほうにすべきではないかということですが、現時点では岩出市内にまず感染者が出ていないことと、あと、和歌山県のほうから新型コロナウイルス感染症の発生報告というのが毎回出されていますが、その中で新型コロナウイルス感染症の現状からは、人から人への感染は認められるものの、県内での発生は限定的であり、今後、県内での感染拡大防止を図ることが

重要ですということで、県民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、せきエチケットや手洗い等、通常の感染対策を行ってくださいということで通知が出されているのと、今、県が総合的な窓口を出されている中で、市のほうでもまた窓口をとというのは、現時点ではそこまでの必要は、市単独ではする必要はないのではないかと考えてございます。

それと、市単独での財政措置も考えてはどうかということでございますが、今、国のほうにおいてもいろいろと、コロナウイルスに対する対策が講じられているところでもありますので、その状況を踏まえながら、基本的には国、県の対応を活用しながら、対策を講じていきたいと考えてございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えします。

相談センターの窓口についてですが、先ほど総務部長のほうからもございましたように、窓口という名目での設置はしてございませんが、当然、相談に来られますので、それは通常も受け付け等行って、相談に対応してございますので、そういうところでは相談に来た場合は対応してございます。

なお、保険証等についてですけど、資格証につきましては、現在、病院に行きたいということで相談に来ましたら、短期で対応しているということでございます。

なお、厚生労働省のほうから国民健康保険等につきましては、今回、新型コロナウイルス感染症に関しては、十分やむを得ない事由等の関係で柔軟に対応していただきたいというふうな通知も来てございますので、それによって対応してございます。

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後4時15分から再開します。

休憩 (16時02分)

再開 (16時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 フレイル予防について質問をいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、日本人の年間死亡者数がピークを迎

える2039年では165万人が亡くなりますが、そのうちの6割は85歳以上の超高齢者が占める可能性が高くなっています。

高齢期であっても、いかに生活の質を保ち、よく生き切って人生を閉じることができるかという時代の要請に応える医療が、今まさに求められています。加齢に伴い心身の機能は徐々に低下し、虚弱に傾きながら、自立度低下を得て、要介護状態に陥っていきます。全国民への予防意識を高めることも視野に入れ、2014年に日本老年医学会から虚弱のことをフレイルと呼ぶことが提唱されました。

このフレイルには、次なる3つの要素が含まれています。1、中間の時期、健康な状態と要介護状態の中間地点である。2、可逆性、しかるべき適切な介入により機能を戻すことができる時期である。3、多面性、骨格筋を中心とした身体的な虚弱だけではなく、心身、心理、認知の虚弱及び社会的な虚弱が存在する。そして、これらの複数の要因が絡み合い、負の連鎖を起こしながら、自立度が低下していく。

サルコペニアが若干進行すると、安静時代謝が減り、消費エネルギーも減ることから、食欲低下に傾き、低栄養や体重減少に陥っていき、次なるサルコペニアの進行を促すという、いわゆる負の連鎖を示しています。

そこに、社会問題や精神心理的問題も大きくかかわってきます。この負の連鎖をいかにより早期から断ち切れるのかが大きな課題です。一億総活躍国民会議から2016年に出されたニッポン一億総活躍プランの中にもフレイル対策は取り上げられ、中でも、栄養・口腔・服薬等の分野に改めての活動の強化を求めています。

さらに、2018年から厚生労働省による高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議においても、このフレイル予防・対策の重要性が注目されており、まさに国家戦略としての一つになってきています。

フレイル予防・フレイル対策は、一医療専門職による介入だけでは限界があり、まさに、まちづくりの中で実現していくものと思われます。

そこで、フレイル予防についての市の認識についてお聞きをいたします。

2つ目は、健康長寿、フレイル予防のための3つの柱、栄養・身体活動・社会参加の3つに集約できますが、それらを住民個人が継続できる意識変容を促す必要もあるが、フレイル予防事業実施の計画や考えについて、お聞きをいたします。

3つ目は、フレイルのリスクを確認できるチェックシートの活用をしてはどうかです。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、フレイル予防について、一括してお答えいたします。

高齢化の進展に伴い、健康寿命の延伸が課題となっている中、高齢者自身が自立した生活を送ることができるよう、元気なうちから健康づくりや介護予防に取り組むことは大切です。

フレイルとは虚弱な状態のことをいい、加齢とともに筋力などの身体機能が低下し、心身ともに弱ってきた状態で、要介護状態になる前のことをいいます。近年、フレイルの状態を予防することが健康寿命の延伸や介護予防に有効であると言われていたことから、岩出市におきましては、平成30年度から各種介護予防事業において、フレイル予防を取り入れて事業を実施しております。

フレイル予防事業の取り組みとしましては、従来から実施している岩出げんき体操応援講座や岩出げんき体操及びシニアエクササイズの自主グループに対して実施しているフォローアップ事業、介護予防講演会等において、フレイルの状態をチェックするためのイレブンチェックという運動、栄養、口腔、社会性の4つの分類された11項目のチェックシートと指でふくらはぎを囲んでチェックする指輪っかテストで構成される簡易チェックを実施しております。

イレブンチェックの自己チェック後は、フレイルトレーナーからフレイル予防のために必要な運動、栄養、口腔、社会参加の日常生活における注意点や取り組みの指導を行っております。

令和2年度の取り組みにつきましては、本年度の取り組みに加えて、新たにシニアエクササイズの教室の参加者に対して、フレイルの簡易チェック及びフレイル予防の講話を実施するとともに、高齢者から相談対応時等、さまざまな機会を捉えて、フレイル予防の啓発を行っていく予定としております。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 今、フレイルについては、介護予防事業の中で取り組んでいるところだということをお聞きしました。私も広く市民への周知が必要ではないかと考えています。ことし、岩出市の女性のつどいで、フレイル予防の講演がありました。女性のつどいでは、いつも講演は素晴らしいものがありまして、今回も参加者の方から、すごく自分を見詰め直すいい機会になったというような声を聞いたり、気をつけようという意識が高まり、物すごくよかったという反響をいただきました。

これを参加されている方はもちろん、実質こうやってフレイルに取り組むきっか

けにつながる意識、それは高まることになるんですが、やはりそこに参加していない方も含めて、市民の方全体にフレイル予防を意識をつけることによって、将来的な介護を受けないような、そういう健康で生きていく、そういうような形で触れることができるのではないかと考えます。

もっともっと大きくアピールをしてはどうかと考えますが、それについてお答えしてください。

2つ目は、予防とケアの両面がバランスのとれた、住みなれたまちを目指すことが必要だと私は考えています。具体的に、どんな施策ができるのかが重要となってきますが、3つの柱で、1つは食べること。これは孤食、1人で食べるのなくて、みんなで楽しく食べましょうと。共食で食べるのが大切だというふうに言われております。2つ目が、今さっきも言うように、運動です。そして、3番目は、社会参加です。社会とのつながりをどう持つことができるのかの具体化について考えていく必要があるのではないかと。

先ほども言ったように、げんき体操だったり、こちらのほうに足を運んでいただける方については、フレイル予防についても簡単な簡易テストだったり、予防意識が高まると。ところが、出かけることができないというか、引きこもりになりがちなのが問題ではないかと思えます。引きこもりの要因というのは、出かける理由がない。出かけるのが面倒である。フレイル予防施策をやっていくことで、一番大切なところは、出かけたくなるようなモチベーションをつくり出して、高齢者の方が積極的な参加だったり、社会参加を促すという、この取り組みとしてフレイル予防にも1つつながるなというふうに感じているんですが、その辺について、どのような仕組みを今後つくっていかうと考えるのか、また、今後そういう仕組みをつくる取り組みとしてやっていく方針はあるのか、これについてお答えを求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

市民への広報についてですが、市民への広報につきましても大事であると考えてございます。今後も引き続き、いろんな機会を捉えて、今後とも広報なりいろいろなところで広報していきたいと考えてございます。

また、今後の社会参加等についての対策等についてですが、岩出市では本年度から岩出げんき体操サポーターの養成研修等も実施しております。地域での介護予防

のリーダーとなる高齢者のサポーター養成を始めておりまして、その中でもフレイルチェックとか、それからフレイル予防の講義等を行っているところでもありますので、そういったところも生かして、今後とも事業を進めていきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 ダブルケア対策についてお聞きをしたいと思います。

ダブルケアとは、子育てと介護を同時に担うことで、近い将来、それが社会問題化すると言われております。2016年4月に発表した内閣府の調査によると、ダブルケアをする人が全国で、少なくとも25万3,000人、女性16万8,000人、男性8万5,000人に上ることがわかりました。育児の対象は未就学児であり、小学生まで含めれば、さらに人数が多いことが予想されます。

年齢別では、40歳から44歳が27.1%で最も多く、次いで35歳から39歳が25.8%、30歳から34歳が16.4%と、30代から40代が80%を占めています。

厚生労働省の委託調査では、40歳以上の男女を対象に、ダブルケアを身近な問題であると思うかとの質問した結果、45.4%の人が思う、どちらかと思うと回答しています。背景としては、女性の社会進出などによる晩婚化と出産年齢の高齢化が挙げられます。その結果、同時期に介護と育児の両方に直面するというダブルケアの問題が生じてきています。

また、少子化により、兄弟姉妹も少なく、親戚との関係も薄れている状況から、介護の分担ができず、1人で抱え込むケースもふえてくるとも言われております。

現時点では、ダブルケアの認知度も低く、全国的な取り組み事例も多くはありません。しかし、間近に迫っているこのダブルケアについて、対策を今から考えなくてはならないと思います。

そこで、ダブルケアの問題点について、市の認識をお聞きいたします。

2つ目は、ダブルケアへの対策・サポート体制はどうかについて、お答えをお願いします。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の3番目、ダブルケア対策について、一括してお答えいたします。

近年の晩婚化、出産年齢の高齢化、核家族化の進行等により、子育てと介護を同時に行うダブルケアの問題が、今後、社会問題化すると言われております。

市といたしましても、ダブルケアは、一般的に女性の負担が大きく、育児と介護の負担が1人に集中する傾向にあり、介護者の孤立化、仕事との両立が困難になることによる離職やそれに伴う経済的な問題等、多くの問題を抱えていることは認識してございます。

岩出市では、子育てについては子育て世代包括支援センターで、介護については地域包括支援センターで対応しているところです。現在、ダブルケアの相談があった場合は、子育て、介護ともに現行の制度で活用できるものの紹介や職場における育児、介護の両立のための支援制度の情報提供等、それぞれの相談窓口において実施しております。

今後につきましては、ダブルケアについての適切な相談対応やサービス紹介等ができるよう、関係機関と情報共有を行うなど、さらなる連携強化に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず、相談があったこともあるということですが、市内でのダブルケア問題の事例について、何件ぐらいあって、こういった事例だったのかということ把握されておりますでしょうか。

自治体で行っている対策としては、今、横浜市ではダブルケアサポーターの養成講座を開き、認知度向上や理解を深める取り組みを実施、京都府では、介護と育児問題を相談できる適切なサービス紹介を行える体制を構築、堺市では、育児と介護、両方を受け付けるダブルケア相談窓口を設置するなど、少しずつ動きが見え始めているのが現状です。

岩出市では、介護の問題は介護、子供の問題は子供の問題と、課が分かれているという実態もあります。これをどういうふうに共有できるかというのが、今後の鍵となると思います、岩出市としては。これをうまく協議ができたり、もちろん課同士の連携がかなり重要となってくるんですが、ダブルケアについて、先進地がどのような対応策を図ってやっているのかということのを学びながら、岩出市でどういったことができるのかということのをぜひ研究していただきたいんです。というのは、対策

は今のうちから打っておかなければ、やはり岩出市の場合、若い世代多いですけど、今、実際にまだ介護をしている方もやっぱりおられます。そうした意味では、認知度が低く、どうしても相談しても理解が得られないということもかなり多いみたいです。周りからの理解が得られない。

ましてや介護の問題も子供の子育ての問題も、自分の親だったり、自分の子供なんで、なかなか介護で大変であっても、相談することをためらう方が多いんです。というのは、やっぱり、あなたが頑張らないと、自分の親なんだから、自分の子供なんだからと、そういうような対応が介護されている方には思ってしまうところがあります。それをどうやって相談体制、相談できる仕組みをつくれるか。これが市にかかっていると思うんですが、相談を持ち込みやすくするための対策というのを市としてどのようなものを考えているのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、実際にダブルケアの方からの相談等につきましては、子育て、介護の両方に困って、両方の窓口が連携して対応するような相談等については、現在のところございません。

また、相談窓口等のいろいろ先進県の研究ということでございますが、現在のところダブルケア専門の窓口設置等は考えてございませんが、今後、近隣自治体の状況や先進地の取り組み等を研究してまいりたいと考えてございます。

また、ダブルケアにつきましては、認知度が低いという問題点もあることから、介護支援専門員の研修会において、ダブルケアを周知するとともに、職場における仕事と介護の両立のための制度等の情報提供を行うことで、ダブルケアの方への相談支援が円滑に行えるように努めてまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 事例はないということによろしいんですね。というのは、事例がないというのは、相談窓口がそれぞれになっているんで出しにくいのか、相談、まだそういう状況に陥ってないからなのか、それはわかりません。ただ、やっぱりそういうふうな形で、介護と子育てを両立している方についてのそういう相談もやってみると。そういうアピールぐらいはしていただかないと、なかなか声を拾い上げるこ

ともできないし、相談することがなかなかやっばりできないという問題があります。それをどういった相談でも、こういう問題を抱えていらっしゃる方がいらっしゃいましたら窓口まで来てくださいますよという、そういうことが必要だと思えます。

それによって市民も行きやすくなると。そういう取り組みをぜひ実施していただきたいと思うことと、先ほど言ったみたいに、先進地の取り組みをぜひ研究しながら生かしていただきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員、再々質問にお答えします。

市民の方々にダブルケアを認知していただくとともに、ダブルケアの当事者の方々に相談窓口を周知するためにも、広報等への掲載を今後検討してまいります。

また、研究等についても今後考えております。

○田畑議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和2年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時36分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和2年3月23日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員